「公契約条例」をめぐる市議会の 議論、その1年半の「やりとり」から 見えてくること・・・。

上田文雄札幌市長は9月19日に開会された第3回定例市議会において、昨年2月に提案し、1年半以上にわたり継続審議となってきた「札幌市公契約条例案」について、「条例案を撤回し、見直し後、できるだけ早い時期に議会に提出したい」と申し出、自民、民主、公明、共産、市民ネットの賛成多数で承認された。 市議会で市長提案が撤回されるのは、42年ぶり2度目という「異常」がなぜ生じたのか。いったい何が起きたのかーこの間の市議会の審議を時系列で整理し、各会派・議員の質問と理事者の答弁を検証し、公契約条例の早期制定に寄与したい。

2013.09.25 NPO 建設政策研究所 研究員 佐藤陵一 ryo-sato@hyper.ocn.ne.jp 2012 年の公契約条例の市議会審議の経過は以下の流れにある。なお、会派の略称は「市議会だより」に準拠し、各議員については選出区及び当選回数その他を付記している。

- ■第1回定例会(2月14日開会)において自民・民主・公明・共産・みんなの党が公契約条例案を代表質問でとりあげ、同条例案は予算第一特別委員会に付託された。(p.4~p.7)
- ■予算第一特別委員会では、2 月 29 日に集中審議が行われ、自民・公明・共産・みんなの党・民主・自民の順で質疑が行われた。(p.7~p.10)
- 3月21日には、理事者から関係団体との協議など4項目が経過的に報告され、それを受けて市民ネット・みんなの会・みんなの党・自民・民主・公明・共産の各党が質問している。(p.10~p.16)
- 予算第一特別委員会は2回の集中審議後、会期末の3月27日、「継続審議、財政市民委員会への付託替え」を決定し、第1回定例会は終了している。
- ■付託替えされた財政市民員会の議論は2回行われている。第1回は第2回定例会(5月30日開会)を前に5月8日に理事者から「公共工事モデル事業」の報告を受け、審議された。質疑を行った会派は自民2名・民主2名・公明・共産・みんなの党の7名である。その結果、財政市民委員会も条例案を継続審議と決定した。(p.16~p.24)
- ■第2回定例会においては自民が代表質問でとりあげ、副市長が答弁している。(p.27~p.28)
- ■第3回定例会(9月20日開会)は「決算議会」ということで公契約条例に直接言及する質疑は行われていない。なお、民主が入札問題をとりあげている。(p.28~p.29)
- ■第4回定例会(11月29日)では、代表質問2日目の12月6日に公明・共産が公契約条例を取り上げ、質問している。(p.29~p.30)
- 第 2 回目の財政市民委員会は第 4 回定例会の会期内の 12 月 11 日に開かれ、冒頭に理事者から「2013 年度に向けた入札契約制度改革」が説明され、みんなの党・公明・共産の質疑が行われた。 (p.24~p.27)
- ■2013年の第1回定例会における公契約条例の質疑は自民・共産が行い、第2回定例会での質疑は 共産のみが行った。(p.31~p.32)

前述のように、公契約条例案は第3回定例会(9月19日)において撤回され、第3回定例会の「会期中に再提出」(「道新」)と報道されている。

市議会における1年半におよぶ公契約条例の審議のまとめは百ページ近い長文となる。全文紹介は不経済であり、ここでの整理は、最初に、①本会議と委員会における各会派の質問者を示し、次に②、質疑の「やりとり」を質問と答弁要旨で再現している。全体像は「札幌市議会議事録」(HP)を参照されたい。

要旨のまとめは質問者の意図と論点を踏まえ、敬語を略しながら「直訳」している。なお、「見えてくること」は、まとめ中である。

(2013. 9.25)

2012 年市議会における公契約条例の質問者一覧

〔第1回定例会〕	$(2.14\sim 3.28)$
2月14日	上田文雄市長が議案第27号として公契約条例案を提案
本会議のおける各	党代表質問と市長答弁(2月20日~22日)
2月20日	小須田悟士議員(自民·南区/2 期)
	小川直人議員(民主·厚別区/2期)
2月21日	福田浩太郎議員(公明・手稲区/2期)
_,, ,,	伊藤理智子議員(共産・白石区/3期)
2月22日	石川佐和子議員(市民ネット・北区/1期)(幹事長)
2,1,22,5	木村彰男議員(みんなの党·南区/1 期)
2月22日	公契約条例案を第一部予算特別委員会に付託
笙—部予管特别委	員会における審議
2月29日	飯島弘之議員(自民・西区/2 期) (副政審会長、道ビルメンテナス協会顧問)
<i>2</i> Д <i>23</i> Ц	阿知良寛美議員(公明・東区/3 期) (幹事長)
	井上ひさ子議員(共産・手稲区/5 期) (団長)
	木村彰男議員(みんなの党・南区/1期)
	ふじわら広昭議員(民主・東区/5期)
	宗形雅俊議員(白民・南区/2 期)
0 0 01 0	
3月21日	上野管財部長が4項目を補足説明。(公契約条例制定による効果額試算、最低制限価格の引きしばの影響類、2019年度業務系式の英井場に、関係2円体しの物業期票)
о П от П	格の引き上げの影響額、2012年度業務委託の落札状況、関係3団体との協議概要)
3月21日	石川佐和子議員(市民ネット・北区/1期)
	堀川素人議員(みんなの会・南区/5 期)
	木村彰男議員(みんなの党・南区/1 期)
	飯島弘之議員(自民・西区/2期)
	ふじわら広昭議員(民主・東区/5 期)
	芦原進議員(公明・豊平区/3 期)
	井上ひさ子議員(共産・手稲区/5期)
3月28日	公契約条例案の「閉会中継続審査及び付託替え」を決定。「みんなの党」反対
	:おける閉会中審議
5月8日	新谷契約管理担当局長が「モデル事業」を説明。
5月8日	川田ただひさ議員(自民・厚別/2期)
	中村たけし議員(民主・西区/1期)
	阿知良寬美議員(公明·東区/3 期)
	坂本恭子議員(共産·北区/4期)
	木村彰男議員(みんなの党・南区/1期)
	山田一仁議員(自民・東区/4期)(副会長、道ビルメンテナス協会顧問)
	ふじわら広昭議員(民主・東区/5期)
5月8日	財政市民委員会においても公契約条例の継続審議を決定。
〔第2回定例会〕	$(2012.5.30\sim6.13)$
本会議代表質問	と生島副市長答弁
6月5日	伴良隆議員(自民·北区/1期)
6月13日	財政市民委員会が閉会中継続審査を決定。
〔第3回定例会〕	$(2012.9.20 \sim 11.2)$
9月 25 日	宝本英明議員(民主・北区/2期)-入札制度を質疑。
〔第4回定例会〕	$(2012.11.29 \sim 12.13)$
12月6日 12月6日	「 (2012.11.29 ~12.13) 阿知良寛美議員((公明·東区/3 期)
14 /J V H	
	小形香織議員(共産・中央区/2期)

財政市民委員会における2回目の審議

12月11日	入札契約制度の改善について木村管財部長の報告・説明。
	(関係団体の意見・要望を踏まえた工事や清掃、警備の2013年度に向けた入札契約
	制度の改善内容)
12月11日	木村彰男議員(みんなの党・南区/1期)
	阿知良寬美議員(公明·東区/3 期)
	坂本恭子議員(共産·北区/4期)

2013 年市議会における公契約条例の質問者一覧

〔第1回定例会〕	(2013.2.13~3. 28)
代表質問	
2月18日	村山秀哉議員(自民・西区/3期)
	伊藤理智子議員(共産·白石区/3期)
3月28日	財政市民委員会で閉会中継続審査を決定
〔第2回定例会〕	(2013. 5.30~6.12)
代表質問	
6月5日	井上ひさ子議員(共産・手稲区/5期)

「公契約条例」に対する質問者数 (201~2013 年 第 2 回定例会まで)

会派(正式名称)	議員数	質問者数	
云你(正八石你)	成 只 奴	延べ	実質
札幌市議会自民党•市民会議	24 人	8 人	7 人
札幌市議会民主党•市民連合議員会	23 人	6 人	4 人
札幌市議会公明党議員会	9 人	6人	3 人
日本共産党札幌市議会議員団	5 人	8人	4 人
札幌市議会市民ネットワーク北海道	3 人	2人	1人
市政改革・みんなの会	3 人	1人	1人
札幌市議会みんなの党	1人	5 人	1人

2012年 本会議及び委員会における公契約条例の質疑の「やりとり」

[第1回定例会 本会議]

上田文雄市長の札幌市公契約条例案の提案理由 (本会議 2012. 2.14)

請負や業務委託の契約及び公の施設管理の協定、すなわち公契約の基本的事項を定め、従事者の 適正な労働環境の確保、事業の質の向上、市民が安心して働き、暮らせる地域社会の実現、税の地域 内循環で地域経済活性化を目的としている。

内容の第1は、市及び公契約の相手方の責務。市は、地域経済発展に資する公契約の施策を実施す る。相手方は、市の事業に携わる者として社会的責任を自覚し、市の施策に協力することを定めている。

第2は、作業報酬下限額の設定。一定の公契約作業の従事労働者が受け取る作業報酬の最低限額 を定める。設定に当たり、事業者、労働者及び学識経験者による作業報酬審議会の意見を聞く。

第3は、公契約に定める事項。対象労働者が受け取った報酬が作業報酬下限額を下回っている場合 労働者から申し出ができ、受注者にその差額支払いを義務づけている。受注者が違反行為を是正しない 場合、受注者名の公表や契約解除を定めている。

質問者 市長(理事者)答弁

小須田悟士議員(自民/南区)

条例素案に対し業界団体から反対陳情があり、札幌商工会議所からも反対の要望が出されている。公契 約条例制定は、「百害あって一利なし」の思いを強くしている。

●建設業界、ビルメン業界、警備業界並びに札幌 市長 業界、経済界及び市民に対し、さまざまな機 商工会議所、多くの市民が明確に反対している条一会に条例の趣旨や内容を説明してきた。「パブコメ」 例案をなぜ理解されたと考えるのか。市民不在であるでは、賛成、反対双方から300件近くの意見を得て り、「市民とともに」が見受けられない。

いる。市民不在の指摘は当たらない。

②最低制限価格を引き上げ、「条例を理解してもらいたい」という業界との交渉姿勢は市民を侮辱した 失礼なやり方である。切り離して議論すべき。

❸最賃ギリギリで懸命に働いている市民が多くいる。税金で行われる公契約で一部業種の一部の人に高い賃金が支払われることに対し、市民は不公平感を持つ。公平性が必要ないと考えるのか。

市長 条例は一定水準の賃金支払いを義務づけるもの。適正な労務費を反映した金額で受注することが前提となる。このため最低制限価格を引き上げ、適正価格での入札を促進し、適正な労務費の確保と経営安定化を促す必要がある。

市長 経営者が意を砕いることは重々承知をしている。厳しい状況であればこそ、何とかしなければならない。他の労働者の待遇改善のきっかけとなる。企業にとっても良質な労働力の確保、技術の承継につながる。誰かが得をする、損をする、というものではい。

小川直人議員(民主/厚別区)

2010年度の業務契約改定率(北海道)は、前年度比で官公庁が2.6%減、民間は1.0%減。官公庁が民間よりも悪化している。年商は4億円以下の企業が約58%であり、公契約条例の早期制定が事業者や従業員にとって喫緊の課題である。

●業界団体の要望に対し、これまでの形式的な対応ではなく、経済界との定期協議の場を常設し、課題の前進と信頼関係を構築すべきである。

②入札制度の一部改正に伴う業界と企業への説明会を、今後は新年度前に設定し、発注者と応札者が共通の認識で入札に臨むべきである。

●業務委託労務単価は、基本給のほか、家族手当、住居手当、通勤手当及び賞与が含まれている。最賃705円を超えてはいるが、交通費や法定福利費を差し引くと、手取りは生活保護基準を下回る。

●国に対し「公共サービス基本法」の第1条の「目的」、第4条の「責務」の改善を求めるべきである。

●民主党は条例が公共サービス基本法を地方自治体に 具体化する政策の一つと認識している。条例は入札に参加しようとする事業者に公正な競争を求め、それを理解 し、協力いただける事業者と契約する自治体の意思表示 である。民・民間契約にも波及し、市の内需拡大にもつな がる。不良業者の排除にもつながる。必ずしも公契約条 例は経営を圧迫するものではない。公契約条例を、いま この時期に制定する理由と決意を伺う。 市長 入札制度の改善は、公平性、競争性に配慮しつつ、実情をしっかり考慮する。関係業界とは十分な意見交換が不可欠である。定期的な協議の場の設置や制度改正の説明会など、より一層の意思疎通を図り、さらなる信頼関係の構築に向けて積極的にとりくむ。

市長 労務単価は、公共工事が下落傾向、委託 業務は低水準に推移している。国交省の単価は、 都道府県単位で定められ、札幌市の実態と一致し ないという声もあり、他の指定都市との情報交換を 行い、国に働きかけていく。

市長 条例は、税金を原資とする工事や業務委託について、そこで働く労働者の適正な賃金を確保し、税金を地域の経済循環につなげる手法の一つと考えている。

消費購買力を失えば物が売れず、税金が集まらず、社会そのものが衰退していく。低落札、低賃金の「負のスパイラル」を断ち切る必要がある。人材確保や技術が承継され、業界の健全発展が条例の意図するところである。

福田浩太郎議員(公明/手稲区)

(川村准教授のレポートを詳細に紹介)

●コスト縮減のしわ寄せが働く人たちに向かっていることは明らか。自治体は、サービスの質はもちろん、委託先の労働者の労働や生活にまで責任を持ち、それに見合った委託料、条件を保障するべきである。

②ワーキングプアの解消のため、工事の人件費のアップに限ることなく、出資団体や委託事業に適正な賃金を支払うよう指導し、指定管理者には公募要件に適正な雇用環境の確保を定め、それに見合う指定管理費を増額するなど、可能な取り組みから速やかに実施すべきである。

❸「官製ワーキングプア」の解消の一つとして条例の基本的な考え方がある。しかし、建設業界、ビルメン業界、警備業界、さらには札幌商工会議所から、条例の施行には課題があると指摘され、反対の陳情、要望書が提出されている。業界の理解と協

市長 現状認識についてすばらしい充実したご質問をいただいた。心から感謝申し上げる。

市長 指定管理者も条例の対象とし、労働環境の確保 をはかっていく。既に、選定において雇用継続の提案 をしてもらい、雇用に一定の配慮を行っている。

条例対象外の委託契約の一部で労働集約型の落札率が著しく低いものは、低入札価格調査の対象とする。可能なものから順次とりくみを図っていく。市長 昨年の7月以降、業界ごとに意見交換を行い、条例素案の説明を行い、趣旨や内容に理解をいただけるよう努力してきた。賃金額の確認方法など実務の説明会、入札制度のあり方の継続的協議を行う合意を得ている。意見交換あるいは協議を通

力なしに条例の浸透は期待できない。継続して課 題を整理し、丁寧な説明を行い、業界の不安や懸 念を払拭し、市民合意の上に条例制定を図ること が必要である。

じ、さらなる努力を重ねていく。

毎先行する野田市や川崎市では、全会一致で公 契約条例を可決した。札幌市の最高法規である条 例制定はできるだけ全会一致が望ましい。今後どう 理解を得ていくのか。

市長 野田市、川崎市では全会一致で承認をされ ている。多摩市(昨年の 12 月)においても全会一 致、相模原市も大多数の賛同を得て可決と承知し ている。

条例は、関係業界にとっても、人材の確保、技術の 承継につながるメリットがある。ぜひ多くの議員の賛 同により条例を成立させていただきたい。

伊藤理智子議員(共産/白石区)

(川村雅則准教授の調査報告を紹介)

札幌市の契約する事業は、賃金の引き上げ、人間らしく生活できることが求められる。消費購買力が上がり、経済を 循環させ、経済界にも喜ばれる。

多摩市議会では、公明党の三階道雄議員が、公共事業のダンピングにより、しわ寄せが労働者の賃金に影響して いる「官製ワーキングプア」自体を問題視し、その対応としての公契約条例に賛成した。

川崎市議会では、自民党の吉沢章子議員が、条例制定により、市発注の仕事に最低賃金が設けられることは歓迎 すべきと述べている。

政令市の中でも、所得水準が低く、経済の落ち込みが激しい札幌市が公契約条例を制定することは、低過ぎる最低 賃金の底上げなど、国政を動かす大きな力につながる。

●最低賃金では生活が厳しいという実態をどう考え るか。

②条例が地域経済にどういう効果を持つのか。経済界に とって不都合なものと考えるか。

業界に疑問の声と報道されているが、市長みずから業界 団体へ出向き、条例の意義を熱く語り、理解を得るべきで

❸条例の適用範囲は、すべての公契約を対象にす べきである。賃金底上げの効果も大きくなる。今後、 必要な見直しをすべきである。

●作業報酬下限額について工事は2省単価の 100%にすべきである。

市長 最賃額が北海道平均の生活保護水準を下 回っている。極めて低い水準にある認識をしてい る。

市長 労働者に一定水準額以上の賃金が行き渡り、税金 が地域の経済循環、域内循環する。人材確保や技術の 承継など健全発展にもつながり、地域経済の活性化、ま ちづくりに寄与する制度になると確信している。これからも 最大限の努力をしていく。

市長 条例施行後、効果や課題などを検証し、市 民や関係業界、関係団体の意見をもらい、必要に 応じて見直しを検討していく。

市長 非常に重要な点である。労働者、事業者、学識経 験者で構成をされる審議会で議論をしてもらい、得られた 意見を踏まえて決定するシステムを考えている。

石川佐和子議員(市民ネット/北区)

アメリカの多くの自治体では、生活賃金を支払う条例ーリビングウェッジ条例が制定され、地域の賃金水準引き上げ に効果が生じている。条例は、社会問題化している深刻な貧困、ワーキングプアの解決にとって重要な意味を持つ。 市民ネットは、2010年第3回定例会の代表質問において、だれもが安心して暮らせる社会の実現を目指し、公契約条 例の制定を求めてきた。リーマンショック以降、円高、デフレ傾向が続き、さらに、労働者の雇用環境が厳しくなる中、働 くことが喜びになる働き方の実現のため、条例の早期制定をあらためて強く求める。

●公契約条例により、地域経済全体の労働条件の 底上げにつながることが重要である。札幌市が公契 約条例を制定する意義をどのように考えているか。

②生活基盤を支える収入としての生活賃金、いわゆるリビ ングウェッジの考え方が、今後、公契約条例を発展、充実 させる上で必要と考える。見解を問う。

市長 この条例は、税金を原資とする札幌市の工事や業 務委託など、そこで働く労働者の適正な賃金の確保を通 じ、税金を地域の経済循環につなげる手法の一つと理解 をしている。また、低落札や低賃金をもたらしている価格 競争一辺倒の状況を是正し、「負のスパイラル」を断ち切 るきっかけとなる意義がある。

木村彰男議員(みんなの党/南区)

●1月26日、「反貧困ネット」のセミナーに参加した。市長 市長 セミナーでしっかり聞きていただいたにもかかわら

は、基調講演をし、パネルディスカッションの後、決意を表明し、その最後のフレーズに、「この条例に敵はいない」と述べた。最低制限価格95%以上を優先課題としている商工会議所の高向会頭は敵なのか。労働者間の賃金格差を招くことを理由に条例に反対する道ビルメン協会の山田会長、警備業協会の角地会長、札建協会の坂会長代行は敵なのか。

②本条例が成立した場合、公契約に伴う費用はいくらぐらい上昇するのか。

適用範囲を指定団体等で働く非正規、また、週20時間働く労働者にまで適用した場合、削減を見込んでいた人件費の圧縮とか経費節減とはかけ離れる。真逆の方向で経費の増大になる。どの程度、費用を見積もっているか。

③セミナーで、川村准教授は公契約条例だけがワーキングプア解決の特効薬でないと自ら認めている。慎重姿勢の業界を横目に見ながら、公契約条例を拙速に成立させようとする意図は何か。次期衆議院選挙、次期知事選挙を視野に置いた友好団体への思惑を感じる。風聞を打ち消す市長自らの発言を求める。

ず、「商工会議所が敵か」となぜおっしゃるのか。「敵はいない」と言っている。あなたは、「敵はいない」と上田は言ったけれども、「敵はだれだ」と質問する。これは、質問としていかがなものか。

高向会頭は新幹線でも一緒に行動をとった。札幌の政治 と経済の両輪であり、敵であるわけがない。まじめに議論 をしている。丁寧に申し上げているが、お聞き取りいただ けなかったことは残念である。

市長 工事は、予算の中で 2 省単価でやっているので、予算額としては変わらない。

市長 この 8 年間、その趣旨がまじめなものであれば、どこへでも出かけ、札幌市政の現状、いま何をしなければならないか、懇切丁寧に説明してきた。それは「自治基本条例」の中にも明確に書き込まれている私の職務である。職務の一環として話をしてきた。

[第1回定例会 第一部予算特別委員会] (2月 29日)

質問者

市長(理事者)答弁

飯島弘之議員(自民/西区)

評価に値しない条例提案は、これまでの経済政策の失敗、入札制度への無策、必要な施策をしてこなかった不作為の結果である。失態のつけを企業に押しつけるのは許されない。条例案には到底賛成できない。まずは経済を立て直すこと、雇用をきちんと維持することが大事であり、公契約条例はそぐわない。速やかな撤回を求める。

●市の調査結果では、清掃は 89%の労働者に労務単価の90%が支払われている。工事は86%に対し 2 省協定の 90%以上支払われている。最賃ギリギリとは言えない。

企業は内部留保の取り崩し、役員報酬を削る、取引価格の引き下げ、経費節減の努力をしている。 逆にこれだけの労賃が支払われている証左であると 見るべきである。企業が最賃をクリアし、雇用を確保 していると評価するのが公平、妥当である。

②公契約条例の手法で賃金を上げれば中長期的には雇用を失わせる。清掃は高齢者が多いが、経営が成り立たなければ、企業は馬力のある若年者にシフトし、利益をストックすることになる。

③労働者の賃金増加で経済活性化をはかると言うが実効性に問題がある。「最大の経費で最大の効果」の地方自治法に抵触する。賃上げと内需拡大で日本経済を再生するというロジックにも疑問がある。先行都市調査で条例効果を確認しているのか。

◆多摩市では提出台帳に支払われた賃金の記載欄がない。企業を守る一定の合理性がある。

⑤既に低価格受注が慢性化しているが、技術者のレベル低下、納品される品質が低下するなど、危機的状況なのか。技術の継承が困難で工事、業務に

上野管財部長 工事は 10 年来、2 省単価が大幅に下落し、委託業務は労務単価未満の労働者が 7割を占めている。清掃員 C の労務単価は時給 800円だが 7割がそれ以下である。交通費を含むので実質は 750円を下回り、最賃 705円付近の労働者が多いと理解している。

上野管財部長 最低制限価格の引上げで適正価格の入札を促進する。その結果、適正な労務費の確保と経営が安定する。必ずしも雇用悪化につながるものではない。

上野管財部長 下限報酬額が未定なので効果を 具体的に示せない。

新谷財政局理事 仮説の条件設定で試算している。少し時間をいただきたい。

(飯島委員 だから時期尚早と言っている)

上野管理部長 指定する様式にもとづき、氏名、職種、労働時間、作業報酬額の記載を求める。

本多工事管理部長 所定の検査を実施している。 いまのところ品質が損なわれている事例はない。技 術が極端に低下したということはない。 影響が出ている事例を示せ。

上野管理部長 承知していない。

⑥低賃金が原因で人材確保が困難なのか。賃上 げが技術の向上や継承にどの程度役立つのか、わ かりやすく示せ。

上野管理部長 国交省が若年の新規入職者の減 少とその原因が「収入の低さ」が第一と指摘してい る。技術の継承はつなぐ人と受ける人があって成り 立つ。魅力ある職場をつくるには、やはり低賃金の ままではいけないだろうと考える。

(答弁後に「国交省も結構だが現実のわが町の実 態で施策を打っていくべき」と指摘)

阿知良寬美議員(公明/東区)

質問の前段で入札制度-①同一日開札の受注制限、②総合評価方式、③市内業者への受注機会の 確保、④公契約対象外の業務委託、⑤清掃・警備の業務の複数年契約ーをとりあげて質問。

●公契約条例は1期目の公約だったが、市役所内 部でも「笛吹けど踊らず」で実効性の担保の議論が あり8~9年かかっている。他方、経営者の側は昨 年7月(2011年)以降に初めて説明を受けた。業界 に対してあまりにも拙速である。

上野管財部長 賃金の下落、公共事業の減少、2 省単価の下落など、非常に深刻化している。競争 が激化し、賃金にしわ寄せされている。この状況を おもんばかる方が多くなった。自治体に何ができる かという選択肢の中に公契約条例を位置付けた。 事業者にいまだ理解いただけない部分と各論につ いて、労働者の賃金の確保する側面と入札制度の 改革の側面から「時代の要請」に対応していく。

❷条例の理念には対象労働者、受注者、市民の3 者の視点が反映されるべき。企業経営への配慮が 不足している。条例には、役所の権限、労働者の 権利、受注者は責務しか書いてない。公契約条例 に企業の安定に関することがあってよい。時間をか けてやるべきだ。

上野管財部長 「官製ワーキングプワ」と言われる 部分を解決する糸口をつかんでいく時期に来てい る。事業者の経営意欲をそぐことなく、意欲的に仕 事ができる状況にするために、賃金保障だけでな く、全体的に契約環境を整える。条例はその一部と なる。

❸社会全体が減速し、「負のスパイラル」に落ち込 んでいる状況をどこかで止めなければならない。これ は多くの市民の理解を共有できる。

上野管財部長 発想の転換を迫られているのは客 観的事実である。過当競争が問題を深刻化させて いる。労務単価をきちんと定め、予定額を決めてい

4工事の最低制限価格は、いつ、どの程度引き上 げる予定なのか。

適正な税金の使い方において、賃金に余りにかい 離がある。座して現状を追認するのは、批判を受け ることになる。業界とじっくり話さなければならない が、長い時間をかけることのできない状況にある。 上野管財部長 平成 24 年度、4 月 1 日以降に入

札告示をする工事から、道と同水準に引き上げる。

概ね、90%程度になる。

6ビルメン協会から、対象業務と対象外業務にお いて企業内で賃金格差が生まれ、労務管理上大 変だと聞くが、どう考えるか。

上野管財部長二つのケースがある。①市の発注 工事と役務において条例の対象事業と対象外の 違い。これは積算方法が同じで差異はない。②公 契約と民間契約との格差は、受注金額により労働 水準に差異が生ずるのはやむを得ない。

井上ひさ子議員(共産/手稲区)

のワーキングプワを是正しなければ、札幌市の将来 はない。市民の共通認識である。2 省単価を割り込 んだ労賃が札幌市にまん延している。国が定めた 価格通りに働いている人は 40%。残りの 60%がそ れ以下、しかも14%が価格の8割未満の深刻な状 態にある。

上野管部長 最低賃金ギリギリで働くほかの労働 者にとっても待遇改善のきっかけになる。

条例で公正なルールができ、悪質な業者は排除さ れる。労働者の待遇が改善され、民間にも良い影 響を与える。低賃金に歯止めかかる。

一定水準の労賃の確保は、地域の経済環境、域 内循環に役立ち、札幌市の経済の活性化に寄与 すると考える。

②業界の懸念や要望に対し、市長自ら「熱く語り、 上野管財部長 事務レベルでは 3 月上旬に入札

理解を求めるべき」と代表質問でも求めたが、いつ 行くのか。

❸公契約条例は業界にとってもメリットがある。業界 のダンピング防止と適正な労働環境は表裏一体に ある。賃金の安さを競争条件にしないことが大事で ある。人材の確保、事業の安定的な継続につなが る。

❹飯島委員の質疑で川崎市では自民党も賛成し たとの話があった。ワーキングプワ根絶の第一歩に つなげるために議論が深まり、公契約条例が制定さ れることを強く求める。

制度の協議を行う。市長もあらゆる機会をとらえ、直 接話を聞く意向をもっている。

上野管財部長 条例施行により一定額以上の賃 金が支払われることを前提に入札が行われる。これ までの価格一辺倒の状況から抜け出し、より適正な 価格となり、業界にもメリットがあり、業界の健全な発 展につながる。

木村彰男議員(みんなの党/南区)

●市長が講演したセミナーで川村準教授はさかん に「官製ワーキングプワ」の言葉を使っている。市が 使っているならば、その意味、どういう脈絡なのか。

②指定管理者制度が川村さんが言うような「官製ワ ーキングプワ」の原因だとすれば、人件費削減や経 費削減を目指してつくりあげてきた指定管理制度と 公契約条例が矛盾する。

3野田市のように「2省単価の8割を確保」を義務 付けることは、札幌市からみれば、人件費の増加額 を見込み、「足し増し」て予算化することになる。

母最低制限価格と低入札調査基準価格の段階的 引き上げとWTO物件に矛盾がある。委託業務の複 数年契約が実現する一つの条件として公契約条例 の成立があるのか。公契約条例は、慎重に対処す べきである。

上野管財部長 管財部は使っていない。知る限り、 公共印刷物で市役所のなかで使われている記憶は ない。

上野管財部長 指定管理制度は、民間ノウハウを 生かす施設運営を求めた制度、もちろん経費削減 も一つの目的と理解している。条例は、適正賃金支 払いを求めるもので、全体の費用圧縮と最低限の 労賃支払いは、必ずしもバッテングするものではな

上野管財部長 最低制限額の引上げにより、トータ ルの受注額は増加すると理解している。

上野管財部長 まず、業務はすでに1月に最低制 限価格を引き上げている。工事は、札幌建設業協 会と入札制度について協議する予定である。

複数年契約と公契約条例は別のものと考えてい る。

ふじわら広昭議員(民主/東区)

1. 請負工事成績評定の受注者自己評価の実施、2. 既存の入札制度の改善、3. 公契約条例の 3 つに ついて質問する。3 つ目の公契約条例は、いい意味で早く制定すべき。それは、①労働意欲を高かまり、 質が向上し、総体的に市の市民生活向上に結つく、②現在の経済状況下で労働者の環境悪化の解消 につながる、③賃金の官民格差をカバーするセーフティネットが確保される。だが、同時にペナルティがあ る。「いきなり」は影響が大きい。民主党の調べでは、昨年2月時点で公契約条例制定の意見書が全国約 813 議会に及んでいる。

●報酬下限額は工事では 51 職種を設定すると理 解しているが、業務委託の A~C のどこに標準をお いて設定するのか。

②「公共サービス基本法」と公契約条例の関係をど う考えているか。

上野管財部長 下限額を決める観点からもっとも低 い者を基準に決定したい。

新谷財政局理事 「公共サービス基本法」は、基本

理念を定めるとともに、国や自治体の責務を定め、 公共サービス従事者の労働環境等の整備に必要 な施策を講ずる努めが明記され、大変意義深い法 律と認識している。公契約条例も、趣旨が合致して

いると認識している。

3 今後、札幌商工会議所、関係団体とどう協議、 調整を進めていくのか。

→会期中に、試算している経済効果や業界との協 議の経過をもう一度報告してもらいたい。

上野管財部長 今週から、来週にかけて協議し、 要望項目に対し、じっくりと意見交換をはかりたい。 生島副市長 いろいろ課題をいただいた。報告、説 明の機会を与えてもらえばありがたい。正副委員長

に相談する。(「それだったら、きょうの審査の意味が ないだろう、そもそもが」と叫ぶ者あり)

❺委員長に要望する。議論が十分でない。副市長

も課題を早めに報告する機会を得たいとしている。 理事制をとっているが、正副委員長で相談し、再び 会期中に質疑をできるよう要請する。

こんどう和雄委員長 理事会協議で対応する。委員長からは、そのとおり、お願いする。

宗形雅俊議員(自民/南区)

飯島委員と野田市にいってきた。国交省出身の市長から、「国がやるべきだが、実現しないのでハレーションを起こすために制定した」と本音を聞いた。こういう条例は、「みんなが笑顔になる」ものでなければだめだ。安知良委員からあったが、「企業を一緒に守りましょう」という視点が見えてこない。

● 労務単価が下がっている。清掃が下がっている 資料をもらったが、受注者側の利益構造、労働分配率がどうなのか、業種ごとに分析したのか。

②条文の3条に「地域経済の発展に資する」とあるが、経済効果は半年前にも質問したが、新谷副市長はいろんな視点があり検討中と答えた。ふじわら委員から「次の機会」と言われたが、要らない。答弁できないとか、出してこないのは怠慢だ。

もう一度言う。経済効果は半年前の質問だ。今回は、条文ができていて賛否を問おうかという議会だ。 不誠実だ。

❸「みんなが笑顔になる」点が欠けている。働く人たちの賃金が上がる。受注者も適正なマージンをとっていける受注企業を守るもの条例でなければいけない。

「札幌市基本条例」30 条には、「必要に応じて道、 国等と連携協力する」とある。やってきたのか。

④いまの段階であれば、この条例に賛成しかねる。

上野管財部長 個別企業に入って調査したことはない。書物、報道により、利益率が1.2%なり、1.6%という厳しい状況にあることは承知している。

新谷財政局理事 この会期中のできるだけ早い時期に提出する。

上野管財部長 2省単価は10年来下がり、業務単価も下がり、低位にある。適正賃金がはらわれるよう条例を提案し、経営については、経営がなりたつという要望を受けて、最低制限価格を 90%に配慮している。

他の自治体や近隣市町村、国に声をかけていない。

[第1回定例会 第一部予算特別委員会] (3月 21日午後 6時 54 分再開)

質問者
こんどう和雄委員長 議案第 27 号、札幌市公契 約条例案について、質疑に先立ち、理事者より補 足説明を受ける。

新谷財政局理事 公契約条例における地域経済への効果や入札契約制度について関係業界との協議内容を報告する。

上野管財部長 説明項目は、①公契約条例制定による効果額試算、②最低制限価格引き上げの影響額、③平成24年度業務委託の落札状況、④関係3団体との入札契約制度の協議概要の4点である。

① ■工事の効果額試算は1億4,300万円。

内訳 対象労働者の賃金増加額が8,500万円(作業報酬下限額を2省単価の90%と仮定) 所得増により消費が増え、誘発される生産額が5,800万円(札幌市産業連関表による)

■業務の効果試算額が1億5,200万円。

内訳 直接効果が 9,000 万円。(業務単価の 90%で試算) 波及効果が 6,200 万円。

ただし、清掃は1時間当たりの労務単価が800円であり、90%とすると720円となる。交通費を含むことを踏まえると、最賃691円(23年度当初)を下回る。したがって、100%で試算している。

■指定管理者の効果額試算が 4,400 万円

内訳 直接効果が 2,600 万円。

(指定管理の作業報酬下限は高卒初任給相当額の90%と仮定し、時給796円となる。市調査では、 下限未満労働者の平均賃金が745円であり、差額は51円である。なお、指定管理の代表的施設

160 施設で試算)

波及効果が1,800万円。

- ② 最低制限価格の引上げによる影響額が約21億5,000万円。
 - ■工事の影響額が約 18 億 4,700 万。

平均落札率を9割と押さえ、平成22年度契約ベースで試算すると改定後の契約金総額の推計は約 649 億 3,200 万円となる。22 年度総額との差額、約 18 億 4,700 万円を影響額と試算した。

- ■業務の影響額が清掃8,700万円、警備約1億3,500万円、設備約8,000万円の3業務合計で約 3 億円である。
- ③ 委託業務は3月16日時点の集計なのでこの「要旨のまとめ」では省略している。なお、最低制限価格 の引上げにより、落札率が大幅に上昇一すなわち税負担が増大一している。
- ④ 関係3団体との協議結果の報告
 - ■北海道警備業協会
 - ・予定価格の決定方法は、一定のご理解を得た。
 - ・最低絵現価格の引上げは、昨年よりも落札金額が大きく上昇し、評価を得られた。
 - ・道内企業の育成策は、市内企業が前提になることに賛同された。
 - 業務実施計画の提出義務化は理解を得た。
 - ・複数年契約の実施は、入札機会が減少するが雇用の安定などメリットが大きいと改めて要望された。
 - ・交通誘導員業務の分割発注は、警備部分のみを取り出し、分離発注は難しい旨を説明した。
 - ■札幌建設業協会
 - ・最低鋭現価格の引上げは一定の評価を得た。
 - ・入札制度は、受注実績のない業者を対象にするのは、難しいが幅広く研究すると説明した。
 - ・入札参加要件は、現行は 95%が市内業者。特定 JV の代表者要件は可能なものから実施すると説 明した。
 - ・総合評価方式は、施工技術への配点引上げは評価をえた。落札者の固定化や入札参加者が少な いことは課題と認識しており、今後も意見を聞きながら検討すると説明した.
 - ・積算の共通仮設費は現場とのかい離がある場合、設計変更が可能と説明した。
 - ■北海道ビルメンテナス協会
 - ・予定価格の決定方法は、積算方法の周知徹底や事務説明会の実施を説明し、一定の理解を得 た。各発注部局から積算調書をとりよせ、不備があれば指導を重ねる旨を伝えた。
 - ・最低制限価格の引上げは、効果が出ていると一定の評価を得た。
 - ・履行要件、参加要件の徹底は、健康診断実施の確認を2年に一度の入札資格申請で行うことを約 束した。
 - ・地場企業育成や税の地域循環の観点から、市内企業を検討していることに対し、賛同を得た。
 - ・3年以上の複数年契約は、建物清掃は複数年契約でWTO適用案件が増える。最低制限価格が適 用にならないデメリットを説明し、協会は「今後、対応を考える」となった。
 - 今回の協議においては、すべてではないが、一定の理解や共通認識が得られた。

こんどう和雄委員長 それでは一括質疑を行う。

石川佐和子議員(市民ネット/北区)

●公契約条例制定により、工事では 8,500 万円、 業務委託では9,000万円の直接効果額が示された が、業界負担になるとの懸念がある。経営側の負担 とならないよう、今回、最低制限価格の引上げを行 ったと考えるが、最低制限価格の適用による落札 額上昇の試算金額を示せ。

上野管財部長 工事では、条例制定の直接効果 額 8,500 万円だが、最低制限価格引き上げによる 落札額の上昇分は約3億5,000万円の試算となっ た。

業務は直接効果額 9000 万円だが 22 年度ベース で落札額は約2億1,000万円上昇する結果であ

- ②ただいまの答弁で工事、業務委託ともに条例制 定にともない賃金が上昇する分以上に落札額が上 昇することがわかった。市民ネットワークとしては、公 契約条例の一日も早い制定を強く求める。
- ③指定管理者の現場は、職員の臨時化、非正規 化が進み、価格競争の中で賃金、労働条件が低

上野管財部長 条例施行後、新たに協定を締結 する場合には、賃金報告書の作成や作業報酬下 下している。条例制定後、支払った賃金の報告を限額以上の賃金を受け取れるよう、実効性を確保 盛り込むなど、指定管理者との協定を見直す必要「する事項を盛り込んでいく。 がある。

❹昨日の新聞報道で、道ビルメン協会を市長自ら 訪問し、条例制定に理解を求めたが、「なお平行 線」との見出しである。話合いの内容、どういう対応 であったのか。

22 日には札幌建設業協会、23 日には道警備業 協会に行くと報じられているが、どう臨むのか。

上田文雄市長 業界からは大変な経営状況にある 現状が述べられた。条例案に賛成しがたい点は、 公契約に従事している労働者は業界全体の 3%く らいである。3%の労働者の賃金が条例の最低保 障賃金というか、その価格でとられると、ほかの労働 者とのバランスが悪くなる。そこの問題で事業者にと って「一番きびしい」と述べられた。平行線というの はここだけである。

入札改善は、「20年来要望してきたが、取り上げ られなかった」という苦情はあったが、いまこうして動 いていることには評価を得た。

山田会長からは、事業者の一番苦労している部 分について、「少し時間をかけて話さなければならな い」と発言があった。

明日以降、業界のさまざまな困難について真摯に お聞し、市が意図する意見交換できればありがた

6公契約条例は、「官製ワーキングプワ」を解消す るだけでなく、社会貢献や環境への配慮、障がい 者や女性の雇用を進める企業を評価するとともに、 公正な労働環境を誘導する役割も期待できる。公 契約を政策実現の手段としても活用すべき。早期 制定を強く求める。

堀川素人議員(みんなの会・南区)

●公契約条例と最低制限価格を一緒に議論する ことが大変異常だ。条例を通したいと思えば、業者 の望んでいることを通さなければならない。

官が発注した仕事で、厳しい賃金で働いている。 良いと言う人はいない。公契約条例が分からぬわけ ではない。しかし、現実に影響が大きいのは発注額 が増えるということだ。直接的な影響は指定管理も いれて 2 億円。だが、21 億円にならんとする出費が ある。工事は、8,500 万円に 18 億円の出費だ。市 民にとっておかしいのではないか。

❷働く人の賃金で必要なのは、工事では 8,500 万 円、業務委託では 9,000 万円、指定管理では 2,600 万円である。これを企業に「労働者に保障 し、守りなさい」とやれば、21 億円は出さなくても済 むではないか。2億円の影響に21億円も出すのは 納得いかない。

これだけ議論して、もう正直言って議論したくな い。本当にそうですよ。札幌市も理念はこうだとして もそれを受け入れて税金を使う。安易にやってはな らない。二つをセットにしたら、どう考えていいのかわ からない問題になる。

上野管財部長 最低制限価格の引上げは、不況 や公共工事の減少、競争激化で経営環境が非常 に厳しい状況にあること、また公契約条例において 一定水準の賃金支払いを義務付けることから、適 正な労務費を反映した金額での受注が大前提にな る。適正価格の入札を推進するために行った。

木村彰男議員(みんなの党/南区)

●業務委託の最低制限価格率は清掃で 84%、落 札率は87%の資料が示された。ビルメン協会は 90%を主張されている。試算でなぜ、90%としなか ったのか。90%とした場合、現行の影響額 9,000 万 円に対してどれくらい上乗せになるのか。

上野管財部長 業務委託はこの1月まで一律70% の最低制限価格を設けていた。検討の結果、積上 げが妥当と考え、その際、1年前から積み上げ方式 を採用している北海道の率を借用して改正した。 90%の試算の手持ちの数字はない。

2 先行都市の落札率を示せ。

❸野田市などは落札率がかなり高水準。最低水準を引き上げる必要なく公契約条例を制定している。 ダンピング入札を阻止する基準を 90%、95%に上げ、その後、民間の賃金アップを検証する。規制をともなう条例の制定前にある程度時間をかけて検証する用意がないか。

●ビルメン協会によれば、清掃授業員 16,000 人のうち条例対象者は 3%である。条例による規制により、残り97%の賃上げをしなければならない。それを義務付けられるのがこの条例だ。協会は、企業に「体力がない」、「原資ない」という。業界は十分時間をかけて検証し、そのうえで、制定について議論すべきであり、現時点で反対と明確に表明している。

●企業に賃金支払いの義務を課す以上、協会をはじめ企業が協力体制をとることが前提になる。市長の説得行脚を注目しているが、わが会派は協会の具体的な支持もしくはサポートが得られない状態では慎重であるべきと重ねて言う。

飯島弘之議員(自民/西区)

●堀川委員と同様に最低制限価格の引上げと公契約条例はまったく別物である。業界に「金が行くのだから出来るでしょう」と言わんばかり説明は、いかがなものかと思う。

効果額は、工事、業務委託、指定管理者合計で直接、波及効果合わせて3億3,900万円だ。だが、都合のよい部分だけが、インプットされている。副作用、マイナス効果が効果額に反映されていない。費用対効果がいくらになるのか。費用には、800万円と1名増員分が含まれているのか。賃金台帳を調べるコストは入っていないのではないか。

②堀川委員とかぶるが、ほんの一部の人たちの給料を上げることに対して、これだけの税金を投入する合理性があるのか。見合わない。(発言するものあり)市の効果額は、借り入れの返済、設備更新、人件費増など、企業の経費削減のマイナスで相当減額されるのではないか。

こんどう委員長 ただいま飯島委員から発言取り消

上野管財部長 札幌市の引き上げ前は理論値で87%、実際の落札率も張り付くかのように87%だ。野田市は95%(平成21年度)、川崎市は89%(平成22年度)、多摩市が93%(同)、相模原市が85%(同)と聞いた。

上野管財部長 現在の低落札や低賃金をもたらしている価格競争一辺倒の状況を是正する、「負のスパイラル」を断ち切る思いで条例を提出している。

最低制限価格の引上げは、適正な労務費が大前提となるので、その受注価格を促すために上げた。

上田文雄市長 ビルメン協会は、理念としてそれ自体は大変理解できると言っていた。協会からは「本来、低賃金を競う業界ではないとの思いから、誇りをもった業界として提言するフレーズのなかで正していこう。公契約条例はその役に立つ」と発言があり、条例の理念の認識は共有できていることは確認した。

条例は、公契約以外で働いている方々を縛るわけでなく、もちろん義務付けるわけではない。しかし協会は現実問題として「同じ会社、同じ労働者」というくくりで配慮しなければならない。「きつい」との話であった。

私は、「企業内努力が必要なこともありますよね」と話をしたが、「その余裕がない」というくくりで話があり、この点はもう少し議論したい。

上野管財部長 一般的に経済波及効果は産業連関表で計算する。労務単価の 90%を前提とした直接効果と誘発される生産額の波及効果だが、妥当性がある。

先ほど説明したが、工事では 8,500 万円の雇用者所得の増加を実現すれば、その経済波及効果はおよそ 1.7 倍の 1 億 4,300 万円になる試算である。

費用対効果はどうか。8,500 万円に関して、平成22年度の契約実績ベースで試算すると、最低制限価格を引き上げたことで落札額が約3億5,000万円上がる。これが原資となって8,500万円につながる。

職員コストは、波及効果の試算には入っていない。

上野管財部長 先ほど来、産業連関表を用いていると申している。委員は、賃金増加により、別の部分のコストを削減する懸念があるというが、その意味で過度なコスト削減で経営が厳しくならないよう、最低制限価格を引き上げた。波及効果の試算では、コスト削減は考慮していない。

しの申し出があった。不穏当な発言があったと判断 し、発言の取り消しを命じます。

③それ(最低制限価格)とこれ(公契約条例)は話が別だ。そこまで言うのであれば、この公契約条例には必ず企業が利益を担保できる文言が少しでも入っているのか。 最低制限価格が今回は上がったが、今後変わるかもしれない。

97%の人にとっては、自分の払った税金で同じ仕事を やっている3%の給料が上がって、不公平ではないかの 声が出ている。(発言する者あり)

時給があがれば法定福利費が上がる。パートへの切り替え、働く時間の短縮、高齢者から若い人への切り替えのマイナスが想像ではなく存在する。この条例はワーキングプワの解消に資することはない。

④(上野管財部長答弁に対し)私はそうは思わない。平行線なのでこれ以上は言わない。

高い賃金を実現するためには技術進歩率を高める、あるいは進歩率の高い産業に特化することしかない、これが経済学の基本だ。今回の条例政策はそれを踏み外した議論であり、本末転倒である。

この条例は、札幌進出を検討する企業に大きなマイナスのイメージをもたらす。市の示した効果は、大きなマイナス効果で相殺され、経済活性化には寄与しないことが明らかになった。

上野管財部長 雇用の悪化につながるとの懸念だが、適正価格の入札促進で、適正な労務費の確保と経営の安定に資することが必要だ。法定福利費もすべて見込んで最低制限価格を上げている。公契約条例が施行されると、清掃では 100%が告示され、所得増加の効果がある。

ふじわら広昭議員(民主/東区)

●業務委託の複数年契約は年間 625 万円以上では、WTO の対象となる。業界の反応や認識はどうか。

上野管財部長 警備業協会は、施設の習熟や雇用安定のメリットが大きく、「複数年契約を希望する」とのことなので、その方向で詳細を詰める。

ビルメンテナス協会は、WTO適用で、①最低制限価格制度が適用されない、②地域要件も設けられないので、過度な競争を招くことに共通認識がある。継続的に協議していく。

- ②新年度から委託業務も公共工事も発注金額に 関係なく、すべてを対象に最低制限価格を引き上 げることになる。経営者の判断によるが、いくらかで も労働環境の改善ができないこともない。
- ❸既存の入札制度だが、ビルメン協会の要望の積算の厳格化と完成検査の実施について、今後どう対応するのか。

札幌商工会議所からの最低制限価格の段階的引き上げはどう考えるのか。

上野管財部長 発注課から仕様書及び積算調書を取り寄せ、適正な積算を確認し、不備があれば指導を行っている。これからもそうする。

完成検査の厳格化は技術、技能面の専門的な知識を必要とするから検査方法について研究する。

4月以降の落札率の推移を注視し、業界の実感 や評価を聞いていく。

- ◆条例の実施後、落札企業が作成する資料について質問する。
- ・積算書に 100 人工と見ていた仕事を、元請企業がノウハウ、技術力により 80 人工で済ませた場合、報告台帳は80人工でいいのか。20人工は元請企業の利益と理解してよいのか。
- ・工事の進行の中で昼間工事から夜間に変更せざるを得ない、地質が変わったなど人工や単価が変わるが、設計変更の処理でいいのか。
- ・提出書類の様式は検討中というが、柔軟に工夫

上野管財部長

- ・工事では51職種に従事する実際に雇用された労働者の賃金を確認することになる。すなわち先の例では80人分の記入となる。20人分は企業努力なので企業判断で使われると考える。
- ・賃金台帳提出は、対象企業が大規模なので労働者の入れ替わり多いと想定され、工期中3回の提出を求める。
- ・様式は、業界団体の意見を聞きながら工夫する。 本多工事管理部長 現場に入って設計時と条件

する必要があるのでないか。

が違った場合、想定してなかった部分が出た場合、 協議簿を取り交わした上、設計変更で対応する。

⑤公契約と最低制限価格がセットとか、取引と言われた委員もいたが、札幌の景気、経済は同時並行的にやって、相乗効果や波及効果を高めていかなければならない段階にある。

芦原進議員(公明/豊平)

札幌市発注の中で、公契約条例に該当する公共工事が適正な価格で受注され、適正な労働賃金が支払われ、働く人々の生活が改善され、企業経営の安定化と健全化が図られるなど、両者とも喜びを分かち合える環境が創出できるなら、私としては、反対する理由を見出せません。しかし――ここが問題です。(一一は議事録)

●阿知良委員質問(2月29日)で、①業界団体への説明が遅く、拙足である。条例案に、②発注者の権限や受注者の責務、労働者の権利は明記されているが、経営基盤の強化にたいする配慮が足りない、と2点を指摘した。その後、どうとりくみ、検討したかを質問する。

上野管財部長 1月24日、3団体から反対の要望書が提出された。3月2日~5日、意見交換、協議。3月19日、市長がビルメン協会を訪問。20日、札幌建設業協会、21日、北海道警備業協会と会見。

- ②3 団体との協議内容について
- ・公契約条例の中身の意見交換はなかったのか。
- あったとすれば意見は何か。
- ・中身をどう判断しているか。
- ・内容の再確認の手順を踏んでいるか。
- **3**2 省単価、効果額について
- ・2 省単価の下落の要因は何か。
- ・経営基盤がぜい弱で従業員の少ない企業は、公 契約条例適用の発注案件には参加できない懸念 がある。
- ④市長は、ビルメン協会と意見交換したと報道されているが、やはり遅い。

働く人、経営者の両者が納得でき、条例による益を享受できることが最も肝要である。

上野管財部長

- ・入札制度改善なしの条例制定は反対ということな ので、協議は入札問題にとどまっている。
- ・実情を考慮してとりくむためのいっそうの意思疎通 が図られたと思う。
- ・配布資料を事前に知らせ了承を得ている。

上野管財部長

- ・公共事業減少で競争が激化し、低入札が多くみられる。人件費の削減を迫られ、その結果賃金が低下し、その実態が反映されていると認識している。
- ・公契約条例は、大規模の契約を対象にしている ので、まずは一定規模以上が対象になる。

市長 私は希望していたが、残念ながら今日までずれた。中小企業が札幌の経済の中心とうたい上げた「札幌市中小企業振興条例」を、国の「中小企業憲章」を先取りする形で一昨年に制定した。公契約条例は、中小企業に元気になってもらう施策の一環と考えてもらいたい。

賃金に対し、市がとり得る最大の施策は、市が直接契約している条件の中で、どの部分が実際に働いている方に賃金として回るのか。その意味で公契約条例は政策目標を達成できる、限られたチャンス、方法として提案している。

業界からは、「原価が取れないような仕事もせざる を得ない」といまの社会全体にある悲痛な叫びをお 聞きした。競争でどんどんやせ細っていくときに、

その仕事の価値をしっかり示していくことが、公契約の役割だと考える。適正な労働に対して、適正な賃金が保障される社会を目指していきたい、と話した。市長 80分ほどの話だった。3,000は間違った認識で、1,700だ。公契約条例は全国に広がりをもった運動になっていかなければ、国全体の労働者の賃金の確保ができない状況が続くのでないか。人材育成、定着率、作業のクォリティー、決していい方向にならないとの思いを語ったくだりの話である。

❺「全国 3,000 自治体に働きかける運動として進めたい」と発言したと漏れ聞こえているが、事実か。

⑥1,700 に働きかける崇高な目的で有ればあるほど、「賛成多数の可決」であれば、手本、見本にならない。関係者が理解と共感に至るまでのプロセスが最も大事だ。企業経営者や市民とどのような協力関係の構築を目指すのか。

議会に賛成、反対の可否を問うのではなく、全会 一致を目指すことを強く要望する。 市長 全国的な問題を、自治体の中でできることを足元からやっていく、合意形成の非常に大変な問題状況だと思っている。十分な議論を尽くしたい。直接の関係業界はもとより、労働団体、議員・各会派にも私の考えを十分述べ、また意見ももらい、成立の努力をする。

井上ひさ子議員(共産/手稲区)

●原点に立ち返って質問する。一部の業界に懸念する声が強いと聞く。先ほど最賃を下回ってしまうので清掃の作業報酬の下限を100%で試算したと説明があった。市の仕事を行い、最賃で働いても、生活できない。深刻だ。ワーキングの解消は緊急課題である。

②最低制限価格の引上げは妥当な対応である。その効果をどう考えているか。

❸信頼関係にもとづいて業界団体との対話、それは地域経済や労働環境もふくめて共通認識が深まると考えるが、何う。

◆全国に先駆けて全会一致で公契約条例を制定した野田市の時給 730 円で地下 1 階の床を清掃していた女性は、条例制定で時給 100 円がアップした。千葉の最賃は 728 円。「やっと自分の仕事が認められた気がする。たまには贅沢して豪華な弁当が食べられるといっている。札幌市が、公契約条例を制定することは、低すぎる最低賃金の底上げなど、国政を動かす大きな力につながると考える。

こんどう和雄委員長 夜も更けてまいりました。まっすぐ家にお帰り下さい。

上野管財部長 賃金が下落傾向にある。競争激化で賃金は低く押さえられる。いわゆる負のスパイラルが全国的傾向にある。この解消に向けて一つのとりくみとして工事、業務委託等について一定水準の賃金の支払いを義務付ける公契約条例を提案している。

上野管財部長 最低制限価格は、一定水準に満たない低価格での受注を防止するものである。その引上げは、品質の確保、適正な労務費を反映した適正金額の競争を促し、企業の安定経営に寄与する。

市長 信頼関係なく、いくら理念がすばらしくても、聞いてもらうことにはならない。したがって、考えていることは最もいい制度と思っているが、それは誰かれの利益ということではなく、社会全体の中で、いまこの政策は妥当性をもっていることを、わかってもらう努力をしていく。

[財政市民委員会における公契約条例の閉会中審議] (第1回目 2012年5月8日)

しのだ江里子委員長 札幌市公契約条例案に係るモデル事業について、平成24年第1回定例市議会議案第27号札幌市公契約条例案を一括議題とし、質疑に先立ち、理事者から説明を受けます。

新谷契約管理担当局長 公契約条例案を第1回定例市議会に提出したが、継続審査となり、財政市民委員会に付託された。本日は、関係業界のさらなる理解を求めるためのモデル事業を説明する。

木村管財部長 関係団体の要望を踏まえ、基本的な考え方や対象工事を取りまとめた。発注準備を進めたい。

事業は代表的な建築工事や土木工事を対象工事として選定し、条例における実務上の諸課題の検証を行う。対象工事は5工種7工事である。条例では予定価格が5億円以上の工事、プラント工事では2億円以上だが、現在継続審査中であり、より多くの工事、職種を検証するために、概ね1億円以から選定し、試行的に実施する。7工事で、条例対象51職種のうち、概ね30職種程度が想定され、2省単価の一般的な職種は網羅されている。

調査内容ー請負者に作業報酬台帳に氏名、従事業種、労働時間、賃金等の内訳、作業報酬額、支 払実績賃金単価を記入してもらう。

対象労働者-2省単価の51職種に該当する者で下請の労働者、交通誘導員、一人親方を含む。

作成時期一給料日に事業者ごとに作成してもらう。 提出時期-作業報酬台帳の写しを、月1回提出してもらう。

質問者

川田ただひさ議員(自民・厚別)

●モデル事業の根拠は何か。業界団体の要望の 話もあったが、どのような経過で事業を定め、骨子 を作成したのか。

2 札建協からは、中身に非常に疑問がある、承諾 していないと聞いている。内容について協議をきち んと具体的に行ったのか。1億円以上とした理由は 何か。

❸札建協の検証は事務手続だけである。当然一つ だが、労務単価を固定すると資材や機材の調達価 格にも影響する。最低制限価格の引き上げ財源、 重層下請構造、積算方法など総合的に検証すべ きだ。

作業報酬台帳作成上の諸課題ということだが、一 体、何を検証し、どこで公表するのか。

④市独自で検証するのか。業界団体と話し合わな いのか。

6確認する。委員会に結果を公表することで良い か。

651 職種ある。見習いとか、重層的構造もある。建 設業界は奥の深い業界だ。多岐にわたる検証を少 なくとも1年以上かけてやる必要がある。いつ、最終 的な検証結果を報告するのか。

⑦いつの時期に最終の検証結果を報告するのか。

❸全工事が終わるは3月。少なくとも来年の3月以 降に最終結果報告一業界団体が納得しなければ 検証したことにはならないが、来年 3 月以降と考え て良いか。

⑨いつになるかわからないことはわかった。業界の 最初からの要望だが、協議機関と作業部会も設け

●ぜひともお願いする。作業部会がなければ、検証 も勝手に役所で決めてしまうことになる。

1億円以上に引き下げると、中小建設業協会も影 響する。札建協の枠組みだけではなくて、もっと中 小に近い人たちとも協議してはどうか。

●札建協が「やっぱり協力できない」となったら内容 を変更しなければならないのか。

⑫このモデル事業には強制力はないと言われた。 特記仕様書に様式が明示されているが、仮に入札 参加者が「協力したくない」と言った場合、提出しな一連の手続の検証という意味で、特記仕様に報酬

市長(理事者)答弁

木村管財部長 業界団体からのご要望を踏まえ、 対象工事の選定をおこなった。枠組は、条例案の 考えに基づき、基本的な作業を定めている。

木村管財部長 4月に2度、札建協に行き、概要を 説明した。モデル事業は、一般競争入札で発注す るので札幌市で選定している。

1億円以上の理由は、条例案が継続審査中であ り、今回は作業報酬下限額を定めて一定の支払い を義務づけるものではないので、より多くの工事、職 種を検証するために概ね1億円以上の工事から選 定した。

木村管財部長 条例案に基づき、作業報酬台帳を つけてもらい、賃金の下限額が決まればクリアされ ているかどうか、確認する作業となる。ただ、継続審 査中なので一定の報酬支払の義務づけはしていな い。重層下請けの話があったが、どういう課題がある のか、手続面を中心に検証する。

木村管財部長 協議の場、検証方法について引き 続き札建協と十分協議する。札建協とともに検証を 行い、結果は、状況を踏まえ議会にも報告する。

木村管財部長 適時、市議会に報告する。

木村管財部長 事務処理の検証に一定の期間は 必要と考えている。しかし、毎月、作業報酬台帳が 作成されるので工事が一定程度進むにつれて種々 の課題が整理される。検証しながら見きわめる。

木村管財部長検証の状況、経過は適時、市議 会に報告する。最終検証結果と検証の期間は、い まの時点で定めていない。

木村管財部長 毎月、作業台帳を作成していく。 種々の課題が整理できる。このモデル事業のほか に、入札制度についても、あわせて精力的に協議し ていく。

木村管財部長 協議機関、作業部会についても、 今後、札建協の要望等も踏まえ、引き続き協議、 検討していく。

木村管財部長 現在、中小建設業協会とは協議し ていない。

木村管財部長 モデル事業として基本的な部分を 提案している。継続審査中なので必要最低限な事 務処理である。その余の協議内容とか検証方法 は、引き続き札建協とも協議しながら検証を進めた 11,

木村管財部長 台帳提出が入札の条件となってい る。落札者にはその条件を果たしてもらう。

くてもいいのか。

❸結局、条例はまだ議決されていないのに、事業 自体は全く別個な事業ではあるが、モデル事業にく っつけ、暗黙の強制力を生むことになりかねない。 札建協と協議機関を設けることこそが重要だ。

●まず原局からの提案はいいが、札建協が納得した上でやる。協議機関をつくってからモデル事業としてやることが一番良い。

札建協以外の設備や造園もある。各業界の協力を得ること。もう一度、場合によっては内容変更も含め、モデル事業を再検討するべきである。

⑤このモデル事業は、議決を経ていないものに一種の強制力を与える、全くもって議会軽視が甚だしい。もう一度モデル事業を再検討し、いいものをつくって報告してもらいたい。

中村たけし議員(民主/西区)

●公契約条例の具体像を明らかにするためには、 モデル事業を行い、具体的な手続や作業量など、 課題や懸念事項を確認し、検証する必要がある。 モデル事業検証の目的は何か。

②台帳の従事業種の記載はどう行うのか。熟練と 見習いがいる。だれが判断するのか。

③月に1回提出との説明だが、他市では、給料日に属する月の月末後7日以内のところがある。下請会社が多くあることも考えられる。

◆台帳の提出による事務作業が増加する。1日の中で複数の現場での業務など、事務量の懸念をどう解消するのか。

⑤公契約条例の具体像について、業者はまだイメージできていない。作業報酬台帳の記載について、落札した業者へ丁寧な説明をどう進めるのか。

●民主党が 4 月 23 日にもらった札建協要望書には、モデル事業では、関係者による協議機関を設置し、時間をかけて課題や問題点を検証する必要性が書かれている。また、付随して 18 項目の疑問点、課題点ともに、「いまなぜ条例を制定するのか」と基本的な事項が含まれている。

既に「パブコメ」を経て、条例案が議会に提案され、審議されている。特定団体との協議事項としてはいささか違和感がある。ただし、作業報酬の計算方法や報告作業など、具体的な懸念事項をあぶり出し、協議自体は重要である。ここにモデル事業を実施する意義がある。

協議の場は、懸念される具体的な事項の検証や

台帳を作成し、毎月提出してもらうことを定めており、契約後は契約の義務として履行してもらう。先ほど強制力がないと話したのは、要するに、「下限報酬額を定めて一定額の賃金の支払いを求めるものではない」との趣旨である。

木村管財部長 協議のあり方は、引き続き札建協とも十分協議していきたい。今回この事業の選定は市が行ったが、その前に「入札の形」など、札建協の話も踏まえたものである。

木村管財部長 モデル事業実施の懸念事項が示されている。それらを検証する上でやはり、対象工事を定め、条例が施行されるとどういう事務処理があるのか、最低限必要な検証だと考えている。

今後、協議の場、検証のあり方について関係団体 と十分協議しながら進めていく。

木村管財部長 受注者から、賃金等を記載した作業報酬台帳を提出してもらい、その事務処理手続の課題を検証することが主である。具体的には、職種の考え方や台帳の記入方法、下請までの台帳確認で検証していく。

木村管財部長 職種は事業主に作業内容に応じて判断してもらう。見習い、手元など未熟練者は公共事業労務費調査と同様に対象外となる。補助的業務は軽作業員に分類されるものがある。

木村管財部長 指摘のように、給料日が異なる場合がある。事業所の給料日ごとに作成してもらい、その後、受注者がまとめて提出できる日を指定したい。

木村管財部長 台帳の作成では労働時間の把握が必要になる。月給制は単価が同じなので区分の必要はない。モデル事業を通じ、台帳の作成の事務手続の課題について、指摘も含め十分検証していく。

木村管財部長 契約締結後、落札者に対し調査目的や調査内容の詳細を、直接、説明する。あわせて記載方法の問い合わせにも丁寧に対応する。 木村管財部長 具体的にどのような形で協議の場を持つか、また、どのような方法で検証していくか、指摘の趣旨も踏まえ、札建協と十分に協議していく。 協議を行う場でないのか。

⑦モデル事業を議会の中で審議するため、早目早目の議会への報告が必要である。次回の委員会への報告はいつごろか。スケジュールを示せ。

木村管財部長 台帳作成の事務手続の検証を目的としているので、一定の検討期間が必要である。 検証内容等は、状況を踏まえ、随時、議会に報告 する。

❸3点ほど要望して、終了する。

1点目は既存の入札制度の改善について、同時並行して意見交換を進めること。不安を払拭する意味で必要である。

2点目は関係団体との協議は、あくまでも懸念事項の検証に関して行うこと。

3点目は苦言になるが、当該モデル事業において ミスがないよう、くれぐれも徹底すること。

阿知良寬美議員(公明/東区)

①公契約条例は、予算特別委員会で 2 月下旬とふじわら委員の提案で3月21日、2回、審査してきた。結果的に業界の同意を得られていない。議会も大多数が賛成ならず、ジャンプとなった。「やりとり」を聞くとモデル事業は建設業界からの提案だったと。建設もメンテナンスも、条例実施に当たってさまざまな要望が出ている。どう検証するのか。

木村管財部長 各関係団体から、モデル事業だけではなく、入札に関するいろいろな課題の指摘も得ている。それらを含めて協議している。今後も、要望を踏まえ、どう対応できるのか、引き続き協議をしてく。

②工事には、例えば電気関係が入ってくる。物によって労務費も材料費も入っている。賃金に置きかえる場合にどうするのか。

❸建設業界と「やりとり」したからモデル事業をやる わけですね。では、ビルメンテナンスや警備業などの 業界と公契約の考え方や業界要望をどう話し合っ たのか、教えてほしい。

●経済新聞(3月31日)に、元請業者との契約は 書面が9割以上だが、1次、2次になると比率が下 がる。3次、4次となるほど書面は少なくなるとある。 多重構造の中で一方的に札幌市の考え方で書類 の流れを検証しても、公契約条例への理解が深ま るとは思わない。

⑤「5月からモデル事業工事6種類対象」という4月24日の道新。清掃、警備などのモデル事業は業界から要望を受けていないとある。そのまま読むと、「要望を受けていないから、そんなものは考えていないよ、知らない」となる。建設業界は、市長が行ってたまたまそういう話が出たものだからと。警備とか、どうするのか。

⑥「向こうから来たからやる」のではなく、札幌市が提案者なのだから、理解を深める努力が必要だ。 「来たものだけ協議します」では公契約条例に対する理解がこのままずっと深まらない。どうするのか。

⑦清掃とか、警備は建設業界とは働き方が違う。札幌市は、賃金の調査をしているというが、まだまだ足りない。

業界の要望の一つは、価格競争の激化で最低制限価格近辺での競争となっている。これを改善してもらいたいということだ。

札幌市は工事についても業務についても最低制限価格を上げた。結果、いまはどんな状況なのか、

木村管財部長 労務費と資材、一人親方などが一緒になっている場合もある。その場合の確認の仕方も含め、モデル事業の中で検証する。

木村管財部長 モデル事業の業種の設定に対し、 他の業界とは協議していない。札建協からの要望も 踏まえ、主要な工事を選んだ。

木村管財部長 今回の選定は、札建協の要望の趣旨を十分踏まえて選定したつもりだ。今後、どういう協議の場を持つか、どう検証をするのか、十分に協議しながら検証を進めていく。

木村管財部長 清掃、警備は下請の重層構造が 多くはない。職種も多くない。したがって工事のモデル事業と同じような形での実施は、業界団体から申 し入れはなかった。要望があれば、柔軟に対応して いく。

木村管財部長 先ほどは「要望がない」だけで終わってしまったが、清掃とか警備の関係団体からは、 積算の適正化、履行の確認の徹底など、入札制度 の要望を多数もらっている。今後も真摯に協議を し、対応する。

木村管財部長 平成 24 年度から最低制限価格を 引き上げいる。清掃、警備は既に入札が終わって、 事業がスタートしている。最低制限価格を適用した 清掃と設備の運転監視の3業務。これは精査中の ため、「速報値」だが、前年度との比較を説明する。

■庁舎清掃は、WTOを除いた124件の入札結果。 平成24年度の平均落札率は90.9%、契約金額は 約6億4,900万円で、平成23年度の平均落札率 どのぐらい上がっているのか。

❸業界はもっと上を望んでいるが、ある程度、間違いなく契約金額は上がったということだ。
区役所に代表電話をかけると女性が出るが、交換

業務の落札率はどのぐらいだったのか。

⑤白石、清田は平均56.9%。一応、低価格調査をしたが、落札者として決定した。いま、公契約条例をつくり、労働者の賃金を引き上げるという市の当人が、現実に56.9%だ。交換手が何人いて、どのぐらいの金額か、わかるか。

●交換手業務は、ほとんどすべてが人件費である。 設備は役所持ち。賃金は札幌市が積算したものの 半分だ。問題は賃金だ。最賃を割ることはないだろ が、いま、そこを引き上げようという札幌市発注の業 務である。ここを改善せず、業界に「賃金を上げて 下さい」と言っても、必ず「向かって来るところが違

国の定めがない職種の業務単価に対し、札幌市独自の単価を策定し、きちっと最低制限価格を設けてやるべきである。いくらら「底上げ」と言ったって、「やっているのですか」と言われたら、どう答えるのか。

②最低制限価格を設けていない例えば、水道のメーター交換も設計金額の半分ぐらいで落札している。ほとんど人件費だ。札幌市が最低制限価格を決めて競わせれば、賃金がもっと上がる。

いろいろな業界がある。真摯に向き合い、話を聞くことが、モデル事業をやるより大事である。

今回はやるということだから、業界の意見も聞き、 ほかの業種の方の意見も聞き、ましてや意見を出し ていないビルメンテナンス、清掃業務も要望はたくさ んある。しっかり検証しないと、理解が深まったとは 簡単に思えない。 79.5%から 11.4 ポイント上昇している。金額では約3,000 万円の増である。

- ■庁舎警備は、機械警備を除いた 57 件の入札結果。平成 24 年度の平均落札率は 89.6%、契約金額は約6億 2,800 万円で、平成 23 年度の平均落札率 80.8%から 8.8 ポイント上昇し、金額では約8,700 万円の増となっている。
- ■設備運転監視は、26件の入札結果。平成24年度の平均落札率は93.5%、契約金額は約4億1,500万円で、平成23年度の平均落札率76.6%から16.9ポイント上昇し、金額では約4,900万円の増となっている。

木村管財部長 平成 24 年度に入札を行ったのは、更新時期を迎えた北区、白石区、清田区、南区の4件である。平均落札率は74.7%で、低入札価格調査の対象となる予定価格の70%を下回ったのが、白石区と清田の2件(均落札率は56.9%)である。この2件は、低入札価格調査を行った上で契約した。今後、履行検査で賃金確認を厳格に行っていく。

木村管財部長 何人という細かい数字を持ち合わせいない。「低入調査」をしているので、その段階で積算上の人数が配置される、当然、最低基準を上回る賃金が確保されている計画を確認して契約者としている。契約に、計画どおりの履行を確認する条項も入れてある。実行を確認していく。

木村管財部長 単価自体は国の定めのないものがある。札幌市の単価で積算し、このたび、低入札価格調査の対象にして、賃金の確保についても確認することでとりくんでいる。

木村管財部長 新聞報道が出た後だが、私もビルメンテナンス協会、警備業協会を訪問して、モデル事業の趣旨を説明し、また、要望があれば対応すると述べた。受け身だと怒られるかもしれませんが、意見交換を行ってきた。今後もその努力は続けて行く

坂本恭子議員(共産/北区)

モデル事業は、事務処理の手続上の検証が前面に出ている。最低限必要な作業の検証の話が繰り返されている。公契約条例がスムーズに運営されるために、手続上の問題だけでなく、業界団体も含めた協議の場とか、第三者機関を入れた検証の場とか、さまざまな議論必要だ。想定されるいろいろな事象がある。今回のモデル事業でも、どのような課題があり、どういう困難があるのか、がある。「これから十分にやっ

ていく」「その都度、洗い出しをしていく」「協議、検証の場を設けていく」との答弁に終始をしている。本来は、まず札幌市が事前に課題や要望を把握、想定しながら、モデル事業を進めるべきである。段々の質疑を聞き、やはり札幌市が覚悟を持ち、このモデル事業で何を検証するのかが欠落していると感じる。

●最低限必要な作業を行っていく、事務処理の確認、検証を行うというが、スケジュール立てをしてやっていくべきである。私たちは早期制定を求めているが、いま一度、より具体的にどうやるのか、認識を伺う。

木村管財部長 「スケジュールを定めて」との話だが、再三の答えで恐縮だが、モデル事業の基本的枠組みは、冒頭にも説明した。ただ、関係団体との協議の場、いろいろな協議を踏まえ、一緒に検証をしていきたい。その思いから、一定の期間の作業の中で、工事が進すめば、ある程度見えてくると考えている。

②いつまでにどうするのか、確固たる信念を持たなければ、「きっと何か見えてくる」ではやっていけない。業界団体の「求めに応じてやる」では、そこで折り合ったら、公契約条例をいいものにするお互いの協調、協力関係は、厳しいものがある。結局、何を検証するのか、どういう課題を洗い出すのか、堂々めぐりで戻ってしまう。

木村管財部長 建設業界の場合、多重構造である。的確に作業報酬台帳がつけられるのか、十分な検証が必要である。事務処理も、負担なく効率的ことが重要だ。

❸「基本的な考えを持っている」と答弁されたが、業界団体にはそれらは理解されているのか。

基本的な部分はきちんと考えを持っているが、さまざま検証を協議しながら進めるということである。

④「十分でない」、だから各委員が議会で報告をすべきとか、業界団体と協議をすべき、と言っている。 今回対象工事が1億円になった。これは評価する。 そもそも、共産党はすべての市発注の契約に公契約条例を適用すべきだと言ってきた。もっと低くてもいいと考えるが、業界団体と協議するのか。 木村管財部長 十分にそういう認識を持たれていないと考えている。引き続き、十分理解いただけるよう協議し、努力していきたい。

❺札幌市用の台帳が資料添付されているが、賃金が書かれてくる。「支払い賃金」の実態も把握できる

木村管財部長 モデル事業の選定は、いろいろな職種をカバーするという趣旨も含め、1億円以上と設定したが、対象範囲の拡大は、施行後、条例の趣旨の浸透状況や実効性の確保状況を考慮して検討していく。

●賃金の分布を把握するわけだから、条例に反映させる検証をやる必要がある。まず条例を制定し、それから最低制限価格の問題、入札制度の問題などを同時並行的にクリアしていく。条例を施行しやりながら改善していく必要がある。「一定期間」とか、「ある程度やりながら」ではなく、期限を切ってスケジュールを立てるべきである。

木村管財部長 台帳には賃金も載ってくる。モデル 事業の賃金の分布状況も把握していく。 木村管財部長 公契約条例のできる限り早期の成

不利 官財 部長 公 契約 条例の できる限り早期の成立に向けて、いろいろ課題が指摘されているが、積極的に取り組み、理解される環境づくりに努めていく。

木村彰男議員(みんなの党/南区)

●市長は、条例が継続審議になった後、4月13日に記者会見で業界団体との打ち合わせをしっかりしていく旨の話をしている。これは、モデル事業に協力を求める札建協を指しているのか。

②記者会見で、モデル事業という言葉を使わず、モデルケースの検証といっている。これは、モデル事業以外に何かを検証する意図を持っているのか。

木村管財部長 市長が話した業界団体とは、多分、札幌建設業協会に限らず、関係の業界団体としっかり打ち合わせしていく趣旨であると私は理解している。

木村管財部長 言葉の違いは確認していない。ただ、先ほど来、今回のモデル事業だけではなく、清掃や警備などについても、要望等も踏まえながら、何ができるか検討する考えであり、その趣旨と思っている。

③同じく、コメントとしては短いが、「努力を最大限尽くしていきたい」、つまり、モデル事業そのものが努力目標であると聞こえるが、それについてはいかがか。

木村管財部長 関係団体とは十分に協議しながら、条例により多くの理解を得ていくのが、我々の重要な責務であると考えている。そういう趣旨と思っている。

●部長も、協議機関に触れているが、作業部会という言葉も使っているが、「協議していく器」に中立的な識者も交え、第三者的なものと業界が言ってい

木村管財部長 協議の場のあり方は、今後、十分 そういうご要望も踏まえて検討していく。

るが、それについてどうか。

⑤これは、業界と市当局だけではなくて、いろいろな方を交えた機関と理解してよいか。

●賃金の分布について懸念がある。もし正しく書かれてこない場合、罰則もない。例えば、一人親方に賃金が支払われていない、もしくは遅滞している場合、書こうにも書けない。払ったという形のペーパーが出てきた場合、正確な認識として協議会に出せるのか。

⑦それは具体的には、他の台帳を調査する、ヒアリングということか。台帳だけではわからぬ場合、これを出して下さいとか、作業員への聴取が義務化されるのか。

③既に最低制限価格等が引き上げられ、契約金額が上がっている。これは実証された。それらの業種の労働者の賃金について、ある程度、検証する必要がある。報告を受ける必要があるケースがあると思うが、どう考えるか。

❸ビルメンテナンスや警備も、業務を委託する作業報酬台帳の形で、ある程度可能ではないかと考えていたが、それもやらないということか。

●モデル事業と入札改善の数値を一つ一つ同時 並行する形で確認していく作業が必要である。当 然、高いとか、変わらないとか、事実の認識、事実 の評価が相互に異なることがあると思う。

本当に労働者の賃金に反映しているのか、いないのか。 やはり時間をかけて検証していく第三者機関というようなことも要になってくる。

時間を決めず、日程的なロードマップも具体的になく、どのような形で認証していくのか、もう一度、確認する。

●一体的にやる場ではないことはわかっている。業界の方は、台帳だけ持ってこられ、「検証しました」からと言っても、納得は得られない。

共有の認識に立ち、物事を進めなければ、同床異夢となる。市は「努力義務を果たしたからやる」と言っても、結局、この間と同じように、納得を得られず、席を立つ形になることを危惧する。

②最低制限価格の引き上げに伴う給与の検証であるとか、プロジェクトを立ち上げるのか。アンケートをとる話しになっている。具体的に予算化というか、何日から始まるのか、ロードマップとして確立しているのか。

■私は、この条例は慎重であるべきだという立場でずっと話をしている。最低制限価格等が上がり、労働者の賃金にある程度の影響が出て上がってくれば、条例の制定は、もう一度再考するのか。

木村管財部長 「その点」について検討すると答えたつもりである。

木村管財部長 適正な台帳が提出されると考えているが、万が一、そういった実態があれば、契約約款に基づいて可能な対応をする。

木村管財部長 モデル事業においては、当然ながら、台帳に関する課題とか問題点について、逐次、報告してもらう。作業報酬台帳をつけることが公契約条例の考え方であり、今回、モデル事業なのでそこまでの検証を考えている。

木村管財部長 今回のモデル事業の中で最低賃金の効果が検証できるのか、それは「ちょっと難しい」と思っている。最低制限価格の引き上げは、今年度である。その効果については、いろいろな方法を考え、見きわめていく。

木村管財部長 清掃、警備は今年度分は、既に発注済みである。今は考えていない。労働者の実態 把握という意味で、これまで、庁内清掃は契約時に 積算内訳書等の提出を求めてきた。

庁舎警備や設備運転監視は積算内訳書の提出を 求め、確認している。昨年行った賃金実態調査は、 受注者の協力が前提となるので、関係業界団体と 協議し、今年度も実施を考えている。

木村管財部長 モデル事業の検証と入札制度の 改善に関し、さまざまな要望等がされている。この二 つは、同時並行的に、関係業界とも協議をしなが ら、改善策等を考えていく。

モデル事業の検証は、作業報酬台帳という条例案の手続の十分な検証を行う趣旨なので、そこと賃金のあり方、また入札制度の改善、我々はどちらも力を入れてやっていくが、それを一体的にやるという場ではないと考えている。

木村管財部長 指摘のとおり、例えばモデル事業 の成果について、各種団体にも情報提供する。入 札制度についても、共通性のあるものは、情報の共 有を図る取り組みはしていく。

木村管財部長 先ほど、清掃、警備、設備運転監視の「速報値」を示しましたが、現在、仕様の適正化を確認する意味で、各発注部局からすべての仕様書を集め、点検している。点検結果に問題があれば、是正することは考えている。

木村管財部長 いま、条例を提案し、継続審査中の中で早期に成立を求める立場でいろいろとりくみを進めている状況である。その旨で理解をしてもらいたい。

山田一仁議員(自民/東区)

●聞いていると、今回のこのモデル事業は、簡単に言うと、いわゆる賃金台帳の事務処理のやり方をどうするか、これが一番の目的だと聞こえる。再度、確認するが、そうなか。

②条例の手続ですか。

❸言っていることがわからない。継続だから、これから本格的に審議するための手続なのか。賃金台帳の処理の仕方の手続なのか。

④モデル事業は、作業報酬台帳が今回の条例の趣旨だから、これを大事にして、モデル事業をやる。それだけのことで、公契約全体のことではない。賃金台帳のつけ方か、それだけを言っている。

6確かに、条例は決まっていない。だが、作業台帳をつけるために、前回、審議したわけでない。最低賃金のあり方、事業者が支払えるか、いろいろな問題があるからモデル事業となった。建設業界がモデル事業でどういう要望しているのか。

⑤それだけでない。業界の言っている本来のモデル事業と市の認識は趣旨が違う。最賃が余りにも悪い。何とかしようという趣旨はわかるが、現状ではできないから、業界からも要望が出ているのだ。手続きだけで何がわかるのか。形式だけだ。だから、建設業界は反対している。業界の言うモデル事業が全然認識されていない。

⑦局長、そうなのです。そういう意味なら、本当にそうなのです。しかし、これを見たら単に事務手続だけ。これではおかしい。業界ときちっと話し合わないからこうなる。全部、これからだ。最初から話合い、こういう方向で、こういうモデルをやってみる、それが本当のモデル事業だ。業界が納得していない認識があるのか。

❸前もって何で言えないのか。「さあ書類はこうやって書いてこいや」と言っている。契約した以上はそれを守って書いてこなければダメだ。これは協力でない。協力を求めるのなら、お互いに話し合ってこそでないか。

⑨部長がそこまで言われたのだから、もう一回、建設業協会と筋を通して話し合う。今後があるから、そういうことになる。本来の「最賃」をどうするか、低いのか、高いのか。上げなければならない目的のモデルはどこへ行ったのか。我々も、上げられるものなら上げてやりたい。しかし、業界はそう簡単にはいかないという。矛盾がある、だからモデルになってきている。それをどうやっていくのか。

●わかる、当然だ。条例で決まっていない。今回、ひどい単価が出てくる。ギリギリ単価がこんなに多いとわかるかもしれない。これも一つの検証だ。しかし、なぜこうなっているのか、やはり、最低価格だけではない。ここを変えないと業界も大変だと検証しなければモデルではない。公契約条例が必要だとなるかもしれない。そこを検証すべきだ。

木村管財部長 何度も恐縮だが、条例が制定されていない段階なので、下限報酬額を定め、一定の賃金支払いを課すものではない。条例の手続面の検証が主であり、それが基本的なものである。

木村管財部長 現在、継続になっている公契約条 例案に基づく手続の検証である。

木村管財部長 条例が施行されれば作業報酬の下限額が定まってくる。この下限額を下回らない支払いが義務づけられる。この条例の趣旨を確認する意味で、今回、作業報酬台帳をつける一連の作業を検証していくということである。

木村管財部長 「それだけ」というが、下限報酬を 上回る賃金の支払いを義務づけるものではなく、あ くまでも条例にのっとった手続面を検証するもので ある。

木村管財部長 4月24日、要望書をもらっている。 検証に当たり、協議機関の設置、対象工事の選定 が重要である、3回の確認、1年以上の検証期間が 必要というものである。

新谷契約管理担当局長 関係業界からは、公契約条例の実施に当り、いろいろな課題がある。懸念や不安がある。モデル事業を実施してはどうかと提案された承知している。賃金台帳をいかにつくるかに凝縮されているが、そこから派生する課題を幅広くとらえる。モデル事業の実施の目的は、やはり、公契約条例実施に当たっての業界のさまざまな不安や懸念を解消していくことがねらいだと思っている。木村管財部長 基本的な部分についてモデル事業の発注をおこない、その中で、各関係団体とは十分に協議を行い、要望全体を踏まえて対応したい。

木村管財部長 札建協には、私も何度か説明してきた。ただ、十分な理解に至っていないと理解している。その点を十分踏まえ、今後、きちんとした協議をしながら進めていく。

木村管財部長 このモデル事業だけではなくて、入 札手続等の要望もされている。それら含め、対応し ていく。ただ、今回のモデル事業検証では、「一定 額の報酬を払って下さい」とお願いできないので、そ の部分は、現状では検証はできないと考えている。

木村管財部長 入札制度では、最低制限だけではなく低入札価格調査なり、品質確保の観点の総合評価なり、いろいろな手法がある。その部分も、不断に検討していかなければならないと考えている。

最低価格だけでなく、何か違ったシステムの考え が業界にあるかもしれない。

●今回は1億円にしているが、条例は5億円だ。やりやすいからか。だれが見たって、今までは5億円だったが今度は条例も1億円する、勘ぐればそう見られてしまう。

木村管財部長 5 億円以上の事業は、ある程度、 数が限られている。多くの職種、多くの工事を対象 に検討するということで1億円と考えた。

②公契約条例もそうだ。説明だけして、「やりますよ」と言ったって、こういうものは、労働者ももちろん、業界も、納得してこそ初めて価値がある。業界だって、何も払いたくないと言っているのではない。少しでも高く払えるのなら、払ってあげたい気持ちはある。しかし、利益が出ないからこうなる。この問題点を検証しながら、公契約条例をどうするかが大事なのだ。

ふじわら広昭議員(民主/東区)

要望だけ申し上げて、終わりたい。

- ●一つは、札建協から求められている協議会を早急に立ち上げてもらいたい。
- ②二つは、建築と下水が5月の下旬に入札・開札の予定である。7月下旬か8月上旬に、この二つの工事の作業報酬台帳の情報提供もとづき、議論するため、委員会を開催してもらいたい。
- ③三つは、入札において地元中心の条件つけてい く必要がある。管財部は、資格者が必要な場合な ど、追跡調査をしてもらいたい。

しのだ江里子委員長 議案及び陳情の取り扱いについてお諮りいたします。(「継続」と呼ぶ者あり) 平成 24 年第1回定例市議会議案第 27 号及び陳情第 20 号は、継続審査と決定いたしました。

【財政市民委員会における公契約条例の審議】(第2回目 2012年12月11日)

しのだ江里子委員長 委員会を再開する。「入札 契約制度の改善について」を議題とし、理事者から 説明を受ける。

木村管財部長 資料に基づき、関係団体からの意見や要望を踏まえた工事や清掃、警備の平成 25 年度に向けた入札契約制度の改善検討内容について、平成 24 年度の改善状況とあわせて報告する。 [工事について]

- ■平成24年度の改善実施項目
- ①最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を4月以降の告示の工事から引き上げた。平成24年国の基準に比べ、現場管理費で5%、一般管理費で35%を加算している。理論値だが、予定価格の87%程度を90%程度に引き上げいる。結果、平成24年10月末の市長部局の平均落札率は90.13%となり、前年度と比べ2.95ポイント上昇している。
- ②成績重視型入札の成績評価年数の短縮、2年型の試行。これは工事成績平均点の評価年数をこれまで過去5年としていたが、過去2年間とする入札を試行実施している。平成24年6月の適用以降、平成24年10月末時点で、市長部局が発注した成績重視型入札129件のうち、2年型は15件実施している。
- ③特定共同企業体における市内代表者要件の設定。これは、工事の規模や内容、施工能力などを考慮し、可能なものについて特定共同企業体の代表者を市内企業に限定することを入札参加要件とするものである。平成24年4月の適用以降、平成24年10月末時点で、市長部局が発注した特定JVの対象件数17件のうち8件で実施している。
- ④くじ引きによる複数落札制限の試行実施。これは、くじ引き入札が特に多い測量業務について、同一開札日に同一業者がくじ引きにより落札できる件数を1件とし、複数落札に制限を設けるものである。平成24年4月の適用以降、市長部局が発注した測量案件235件のうち、制限の適用を受けた件数は31

件である。

- ■平成25年度に向けた改善予定項目
- ①内部規定の「札幌市工事請負契約に関する基本方針」の策定。これまでも、公正かつ適正な入札の促進や、市内企業の受注機会の確保、企業の適正な評価などを考慮し、調達を行ってきたが、明文化し、市の基本的な考え方を明らかし、職員にも周知徹底していく。
- ②低入札価格調査制度における失格判断基準の見直し。これは、WTOの適用対象以外の一般工事に対し、低入札価格調査基準価格と失格判断基準を同一とする運用実施を検討している。これにより、低入札価格調査基準価格を下回った場合、同時に失格判断基準も下回り、失格となる。地元企業の経営環境が厳しい状況を踏まえ、早期発注分を含む平成25年度の工事から経済対策の一環として実施していく。
- ③総合評価落札方式の評価項目等の見直し。これは、現在の総合評価落札方式は、入札参加者が少ないことや固定化される傾向にあること、若手技術者を活用しづらいという関係業界の意見等も踏まえ、改善を検討している。資料記載の6項目を中心とし、評価項目の新設や見直し、配点の見直しを検討している。詳細は、現在、施工担当部と協議、調整を行っており、遅くとも1月中には詳細をまとめ、関係業界に説明する。総合評価方式と成績重視型入札等の適用対象工事の選定基準を明確にし、通常の発注方法である制限つき一般競争入札とのバランスを考慮しながら拡充を検討する。
- ④入札参加資格等の見直し。市内企業の受注機会の確保を念頭に、工事内容に応じて入札参加要件、施工実績を適切に設定すること、WTO適用工事も可能な限り分割・分離発注に努めいく。競争が著しい工種は、同一開札日の複数受注制限の拡大や地域要件の細分化などを検討する。これらは、平成25年度の入札改善項目として、現在、関係部局と検討している。

[清掃・警備関係について]

- ■平成 24 年度の改善実施項目
- ①最低制限価格の引き上げ。これまで予定価格の一律 70%としていたが、業界の厳しい経営状況や業務の適正な履行確保を図り、最低制限価格の算定を積算上の各経費を積み上げる方式に改正し、平成24年度の履行開始分の清掃・警備業務から適用している。これにより、理論値では従来の予定価格の70%が、84%から85%程度となった。平成24年度の平均落札率は、清掃業務は91%、前年度から11.2ポイント増、警備業務は、人的警備で、89.7%で、前年度から9.7ポイント上昇し、一定の効果があった。
- ②建築保全業務積算基準による予定価格の算定の周知徹底。これは、業務発注の際に、担当部局が行う予定価格の決定に当たり、適正な積算基準により算定されるよう、事務説明会や通知を行った。清掃・警備業務には、契約管理課において積算調書をチェックし、適正な積算がなされているか確認を行った。
- ③平成25·26年度の競争入札参加資格者に係る登録要件の厳格化。これは、業者登録において、関係 法令の遵守の確認のため、社会保険等の届け出と従事者の健康診断を確認できる書類の提出を新た に義務化した。業者登録は、11月に申請を受け付けた。
- ④履行評価の試行実施。これは、本庁舎と区役所の庁舎清掃と庁舎警備、地下鉄の駅庁舎清掃を対象に、試行的に職員の目視等による履行評価を実施している。結果を踏まえ、今後のあり方を検討する。
- ■平成25年度に向けた改善予定項目
- ①複数年契約の導入。安定的な業務履行の確保と企業経営、雇用の安定化を図るため、清掃・警備業務において、3年以内を基本として、平成25年度から可能なものから、順次、複数年契約を導入していく

あわせて、年度ごとの入札参加機会の均衡化を図るため、毎年、全体の発注件数の3分の1程度が発注されるよう発注年度の分散化を図り、事務手続の分散化を目的として、履行開始月を現在の4月から10月開始に移行する。現在、発注部局と実施時期等の調整を行っており、遅くとも1月中には実施時期、方法等を定めて関係業界に周知していく。

なお、清掃業務は、複数年契約を導入すると年額 625 万円以上の業務が新たにWTOの適用となる。WTO対象は、地域要件や最低制限価格が設定できないため、地元企業の受注に大きな影響が生じる懸念がある。このため、平成 25 年度は、新たにWTOの対象となることが見込まれる清掃業務について、分離・分割発注の可否の確認を行い、低入札価格調査の厳格化や総合評価方式の導入検討などのWTOへの対応を検討する。これらの検討を経た後に、平成 26 年度から、順次、複数年契約を導入していく。引き続き、関係業界とも協議をしながら検討を進めていく。

②制限つき一般競争入札の試行導入。適正な履行の確保と企業運営の安定化や労働環境の確保などを目的として、参加資格の事後審査が可能となる制限つき一般競争入札を試行導入する。平成 25 年度は、予定価格が 1,000 万円以上の警備業務において、警備業認定証、警備指導教育責任者在籍

確認など、落札候補者の厳格な資格審査を行うため、事後審査方式の制限つき一般競争入札を試行実施する。あわせて、地元企業育成のため、地域要件を設定し、その要件は「札幌市内に本店または支店等がある企業」とする。この点も、引き続き関係業界と協議を行い、遅くとも1月中には詳細を定め関係業界・企業に周知する。

[関係業界団体からの要望書への回答]

別紙の入札契約制度の改善は、各業界団体の要望も踏まえた上で実施あるいは実施を予定している。

要望に対し、札幌市の主な対応の経過をまとめたものである。

工事関係は、札幌建設業協会の要望を平成 24 年9月 28 日にもらい、11 月6日に意見交換とあわせ回答した。

業務関係は、道ビルメンテナンス協会と道警備業協会から、平成24年9月10日と18日にそれぞれ要望書をもらい、10月末に両協会に回答した。

望書をもらい、10 月末に阿脇会に回答した。				
質問者	市長(理事者)答弁			
●6月から 12 月までの間、履行評価をやっている。 対象業務全部をやっていたのか、一部をピックアッ プなのか、関連の会社数はどのぐらいだったのか。 関連の会社数は、20 何社となるのか。	木村管財部長 履行評価の対象業務は、清掃業務では本庁舎の清掃業務3業務と、各区役所の清掃業務10業務、地下鉄駅庁舎清掃業務1業務の合計 14業務である。警備業務は、本庁舎警備業務が1業務、各区役所警備業務10業務の合計11業務である。			
②常にやっている評価と、今回の履行評価はちがうのか。別な人がやっているのか。	業務ごとに1社ですので、同じ会社数である。 木村管財部長 これまでも作業日誌を日々提出してもらい、毎月、各発注部局の担当者が履行確認を行っている。今回、確認しているのは各発注部局の担当者で変わっていない。			
③ 今回、評価シートつくったのはダメ出しなのか。次回の入札から、粗悪な者を排除する趣旨でこの評価票が出てきたと思っているが、その認識はどうか。	木村管財部長 業界団体からは、確かに不適格業者に対するペナルティー等があるが、他方、統一的、客観的な評価の普及を求める要望がされている。			
④詳細なチェックで大変だ。不適格業者を排除する市サイドの物差しをつくるのか。業界はつくってほしいということだと思うが、前向きに考えているのか。	木村管財部長 業務の統一的かつ客観的な評価が可能かどうか、現場の声を聞き、評価方法や評価体制を検証する。場合によっては、抜本的に変えるケースも考えられるので関係業界とも十分協議し、検討を進める。			
⑤評価点が非常に高いA社、それより少し低いB社があって、それぞれAグループ、Bグループループにわけ、応札を射程に入れることが可能だが、どうか。	木村管財部長 評価の点数的なものを入札に活用するためには、ある程度統一的で客観的に評価ができることが大前提になる。どこまで可能なのか、 今後とも検証していく段階である。			
⑥企業における格付みたいな形は工事の総合評価に近づくのかなと思っている。他の政令指定都市で警備とか清掃とか、評価制度を盛り込んだ総合的な評価で入札契約をしているところがあるのか。⑦業界からは「不適格な業者は排除してほしい」とずっと申し入れがあった気がしている。他の政令指	木村管財部長 数市で評価を取り入れている。ただ、その評価の観点はまちまちである。工事のように工事成績点が標準的なものとして全国的に運用されている状況はなっていない。			

阿知良寬美議員(公明/東区)

らいたい。

●工事関係、ビルメンの業界団体との意見交換会は大変評判がいい。意見を自由闊達に話せたと喜んでいる。意義がある。今後も継続的にやるべきと思うがどうか。警備業界とも考えているのか。

定都市等に、もし先例があるならば、その先例にも学びながら、距離があるのかもしれないが努力しても

木村管財部長 警備業協会には、近日中にこれまでの検討状況を持って相談に行く。業界団体と今後も引き続き機会を持ちたいと考えている。

他の受注企業の団体には、各発注部局もいろい

受注業者は各業種がある。今後、そうした業界ともやるべきだが、その辺の考えはどうか。

②くじ引きによる複数落札制限の試行実施ということは、一般競争入札になじまいということではないか。

試行実施は、生活道路でも考えているのか。

ろ協議の場を持っている。私も出席している。あすは中小建設業協会との意見交換に局長とともに出席する。こういう形でいろいろな関係団体との協議の場を持ち続けていく。

木村管財部長 現在、測量業務のように複数落札になっている工種はまだない。

生活道路は、入札参加者数もかなり多いので豊平川を境に地域要件を2区分している。平成25年度に向け、細分化することを施工担当部と検討している。

坂本恭子議員(共産/北区)

●成績重視型入札の工種、等級はいろいろあるが、これを導入した評価をどう考えているのか。

②総合評価落札方式の評価項目を六つの分野に わたって新設あるいは内容の見直しということだが、 検討状況はどうか。

●複数年契約は労働者の雇用の安定からも重要だ。3分の1ずつ分散し、かつ履行開始月を4月から 10 月にずらし平準化する。さらにWTOの対策である。きちんとやれるのか、スケジュールはどうか。

④入札制度改善は、競争をさせて、「安かろう、いいものをつくれ」という時代ではなくなってきた象徴だと思う。よい企業を選んでいく、そして、よい企業になるために努力をしてもらう、動機づけでもある。入札制度の改善を市民の生活に資するものにしていく立場で尽力してもらいたい。業界団体への対応も丁寧にきめ細かくやることを求めたい。

しのだ江里子委員長 委員会を閉会いたします。

木村管財部長 評価等は、これから検証をおこない、来年につなげていきたい。細かい工種と等級別の数字は後ほど資料を届ける。

木村管財部長 基本的な考え方の整理のために 10月下旬に施工担当部の局・部長会議を行い、それ以降、課長レベルでこれまで4回ほど調整してきた。今後も数回、こうした調整を行い、1月中には詳細を定めて関係業界に周知していく。

木村管財部長 複数年化の平準化の情報は、10 月末に関係業界に方向性を出しながら、その段階 から各発注部と調整してきた。発注時期に周知徹 底ができるように整理していく。

〔第2回定例会〕(2012年6月5日)

質問者 伴良隆議員(自民/北区) 市長(理事者)答弁

公契約条例は現在、継続審査となっている。第1回定例会では予算特別委員会の財政局審議で市の説明が不十分で、異例中の異例だが再度の審議となった。拙速かつ準備不足が露呈し、条例案の中身のみならず、進め方も問題が多かった。この点は、素案が示された昨年第3回定例会、つまり市が準備を再スタートさせた時点から、中身とともに最重要課題であると一貫して指摘してきた。さきの定例会の終盤時期に、市長みずからが業界団体を訪問し、理解を求めに回る慌てぶりは、議会からは議会軽視、業界からは不誠実の声が上がり、異例な事態を引き起こしている。

●市長に伺う。公契約条例のこれまでの市側の対応、進め方にどのような感想を持っているか。

生島副市長 昨年の夏以降、関係業界、労働団体などと意見交換を行い、議会でも慎重に審議いただいた。しかし、関係業界から十分な理解が得られず、条例案が継続審査になった状況を真摯に受けとめている。

②モデル事業とはどうあるべきか。どう実施、検証され、議会や業界にどう説明すべきと考えているか。

業界側からは、市には「業界の理解を得る」という誠意が感じらない。モデル事業をそこそこに、「とにかく早く通す」と思っているのではないか、という声が寄せられている。当該モデル事業を実施する姿勢

生島副市長 モデル事業は、検証し合うことにより、 さまざまな不安や懸念を解消するものである。誠意 を尽くし、条例への理解が深まるよう最大限の努力 をしていく。そのための協議、検証を行う協議機関 の設置を札建協に申し入れ、現在、協議を重ねて いる。今後、協議の進捗状況について、適時適切 は今後どうあるべきと考えているか。

❸モデル事業の検証内容は反省も踏まえ、業界にもよく相談したうえで見直しをかけるべきだ。また、業界が要望しているように、最低でも1年以上の時間をかけ、課題、問題点を検証すべきだ。

④市役所の掲示板に公契約条例について「一部経済団体のエゴ」「理由なき反対」と賛成の紙面が張ってある。反対の紙面を張らないのは公平性に欠けると指摘があった。その掲示物の使用根拠は何か。市民の判断に影響を与えないのか。また、公平性についてどう考えるか。

伴良隆議員の再質問

- ●業界団体に配慮する。誠意を尽くしていくという言葉を信じるしかない答弁だ。業界の要望に応じる可能性が十分あるのか、明確にせよ。
- ②市民のとらえ方によっては影響を受けている可能性がないとは言い切れない、ということ良いか。 公平性はについて明確に答えていない。

伴良隆議員の再々質問

掲示板については「間接的には影響がある」ということで確認したい。

に議会に報告する。

生島副市長 具体的な検証内容は、今後とも、関係業界の要望を踏まえ、幅広く対応していく。 検証期間は一定の期間が必要と考えるが、あらか じめいつまでと区切るのではなく、実際に検証して いく中で見きわめができる。

生島副市長 3 項目関連するので一括で答える。 掲示板は、札幌市役所職員組合に対して、「札幌市公有財産規則」に基づき、市長が必要と認めて目的外使用許可を与えている。掲示物は、組合が組合員への情報提供のため掲示しているものである。掲載内容について、目にした市民の受け取り方はさまざまと思うが、組合員への情報提供の範囲を逸脱しない限りにおいて認められる。

生島副市長 モデル事業で、業界の要望を受け入れるのか、という趣旨だと思う。協議機関の具体的なあり方はまさしく、いま現在、協議を重ねている。 双方の共通理解に立ってモデル事業を進めることが大切なので、答えとしては誠心誠意対応していきたいと考える。

掲示物を見たからすぐ反対というロジックではない。影響がゼロの証明は非常に難しいと言わざるを得ない。掲示板は、組合に目的外使用許可を与えている。その範囲を逸脱しない限り問題ない。

生島副市長 影響が何もないわけではなくて、何かそこに文字が書いてあれば、これは、ないものに比較すれば確かに影響があると言えばあるぐらいかなと思う。

〔第3回定例会〕 (2012.9.20~11.2) (代表質問9月25日)

宝本英明議員(民主/北区)

公契約条例に対する直接の言及はないが、入札制度をとりあげている。

質問者

- ●現在、5 億円未満の工事は最低制限価格を下回ると失格となるが、5 億円以上は対象外である。このため、応札業者は失格判断基準内を前提に応札している。今年度の工事はその大半が失格判断基準内の価格で落札している。今年度から、現場管理費及び一般管理費が改善されが、5 億円以上の工事ではその効果が十分に出ているのか、疑問だ。5 億円以上の工事も、札幌市の緊急経済・雇用対策の一環として、当面は最低制限価格と失格判断基準を同一にすべきである。
- ②2005年、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、札幌市も総合評価落札方式を翌年度に導入している。施工計画を重視する簡易型、技術評価重視の特別簡易型及び地域貢献重視の3種類だが、ここ数年、特別簡易型が基本となっている。

総合評価方式導入から6年が経過し、多くの業者 の応札意欲がわくように、評価項目及び評価区分 と配点を総合的に検討する時期に来ている。 市長(理事者)答弁

市長 5 億円以上の工事における失格判断基準の 見直しは、厳しい経済状況や競争激化による低価 格入札の影響等を踏まえ、本年 4 月から、低入札 価格調査制度において引き上げを行った。現在、 落札率の推移を注視している。地元建設企業の経 営安定化と地域経済の活性化を促す観点から、低 入札価格調査制度改善の必要性について速やか に見きわめる。

市長 総合評価落札方式は、一般案件と比べ、入札参加者がそもそも少ないことや固定化する傾向にあることが、一つの課題と認識している。このため、簡易型あるいは特別簡易型のあり方及び評価項目、評価基準等について、国の動向や他の自治体の取り扱いの情報収集に努めている。業界団体からの意見、要望を踏まえながら、入札参加の機会が確保できるよう幅広く検討していく。

❸WTO対象工事は、1996年1月から日本も対象となり、現在、国、都道府県、政令指定都市が発注する工事が対象である。2012年度、2013年度の対象工事額は19億4,000万円以上である。札幌市でも、創成川アンダーパス連続化工事、札幌駅前通地下歩行空間工事、公営下野幌団地建てかえ工事を分割発注してきた。

WTO対象工事を分割しても必ずしも地元業者が落札できるとは限らないが、地元者の受注機会の確保及び技術力の向上の観点から、可能な限り分割発注をすべきだ。

市は「建設工事分割発注ガイドライン」に基づき、可能な限り分割発注をさらに進めるべきである。

市長 WTO対象工事を含めた工事の分割発注は「建設工事分割発注ガイドライン」及び「工事発注時に関する基本方針」に基づき、WTO対象工事においても、工程あるいは工期など、合理的な理由が整えばこれまでも分割発注してきた。

地元建設企業の受注機会の確保は、税金の札幌市中における還元という意味合いにおいて極めて重要な観点であると考える。

今後も、事業の効率的な執行あるいは競争性を阻害しない範囲で可能な限り分割発注に努めていく。

〔第4回定例会〕 (2012.11.29 ~12.13、12 月 6 日代表質問 2 日目)

質問者

阿知良寛美議員(公明/東区)

●公契約条例案は、関係団体等の十分な理解が得られないこともあり、公明党は継続審査を求め、現在に至っている。この間、理事者は、業界と議論を重ね、特にモデル工事において実務上の具体的な課題や問題点の議論がされているのは大いに評価できる。

業界団体の入札制度の要望に対する迅速かつ丁寧な対応は、失われつつあった関係業界との信頼関係の再構築に向け、第一歩を踏み出している。本来、条例案の提出前に済ませておくのが筋だった。

②企業の健全育成や発展、経営環境の観点から条例を考えるべきだ。賃金のみに着目して下限額を決めるのではなく、企業経営の厳しい現状を踏まえ、地域全体が発展する条例にすべきである。

これまで説明を聞くと、労働環境の悪化は低価格で入札する企業側に専ら非があるかのごとく聞こえる。企業経営あってこその雇用である。低価格で競争せざるを得ない状況が、まずは改善されるべき

である。

企業の経営体力を向上させ、労働環境改善を図られなければならない。それに見合った受注金額を保障する必要がある。

発注者と受注者は対等の立場である。どちらか一方に偏る条例であってはならない。発注者責任の明確化と企業経営の安定化を図る視点を明確に盛り込むべきと考えるが、どうか。

③条例の対象となる従業員と他の従業員との間で 賃金格差が生じ、不公平となる懸念がある。関係団体からは賃金格差を生じさせ、混乱を招くとの指摘があった。

質疑で、理事者からは、1,000 万円以上で発注 量全体の概ね 70%くらい確保できると答弁があった。しかし清掃、警備業務は、金額の多寡にかかわらず、ほとんどが人件費である。経費は同じである。 市長(理事者)答弁

市長 関係業界との意思疎通が必ずしも十分ではなかった。唐突な提案と受け取られたことについては、率直に反省をしなければならない。関係業界の理解が広まらなかったことには真摯にその結果を受けとめる。この間、時間をかけ、関係者と幅広く議論や検証を重ねてきた。条例への共通認識を深め、条例施行に伴う不安あるいは懸念の解消に変有意義であった。

定期的な協議の合意ができたので幅広く業界の声に耳を傾け、できる限り施策に反映させ、信頼関係の構築に努めいく。

市長 指摘のように、条例施行により、企業経営の安定化とともに、労働環境の改善が進むことはが、 そもそも公契約条例の目的としていることである。税 の地域内循環を促し、地域経済の安定化につなげ ていくことが本来のねらいである。

発注者の責任と企業経営の安定化を図る視点を 明確に盛り込むべきと提案がされた。極めて重要な 視点、あるいは観点だと考える。前向きに受け止め る。

市長 本来、条例の趣旨からは、より多くの労働者を対象にすることが理想である。実務上の負担を考慮し、条例の実効性の確保の観点から対象範囲をある程度大規模な契約に制限して提案した。しかし、指摘のように、人件費比率の高い清掃、警備業務は、できる限り対象を広げることが望ましいと考えている。議論いただき、その対応について真摯に検討する。

金額で適用対象を区分することは、単に労使対立 を呼び起こすきっかけ、いわば弊害を招くだけである。少なくとも同じ市発注の業務に従事する従業員 に対し、取り扱いに格差を設けるべきではない。市 の事務量が増加しても、対応できる組織体制を整 える覚悟を持つべきである。

清掃、警備業務等においては下限報酬額の適用 範囲を限定せず、基本的に全件を対象とすべきだ が、どう考えるか。

小形香織議員(共産/中央区)

●公契約条例は、継続審査となっている。条例ができると、市が業務委託している清掃、警備や指定管理者によって運営されている公的施設や、公共工事で働く労働者の賃金を底上げできる。

日本共産党は、制定を求め、繰り返し、議会で取り上げてきた。このほど、札幌地区労連が、市役所、区役所、市立病院、地下鉄、体育施設など、市の施設で清掃、警備で働いている労働者にアンケート調査を行った。最賃の時給719円、ギリギリの720円が圧倒的で、最低賃金を下回る違法状態の労働者もいた。

ある女性は、同じ施設で 8 年間勤務しているが、 会社は、毎年、入札に失敗して入れかわり、1年更 新の雇用のため、半年は有給休暇もつかず、賃金 も上がっていない。

管理業務の男性は、14時間勤務を月に10日で月給9万円である。3月の入札のたびに、雇用が継続なのか、終わりなのか、びくびくしながら働いている。終ればその後の保障がなく、再就職も無理。「こんなに少ない賃金、何とかしてくれ」と記入している。

「建築保全業務労務単価」では、清掃は763円、警備では1,000円が基準である。また、本市現業職員の初任給を基準にすれば846円である。この水準に達していない。指定管理者による再委託先の労働者にも問題がある。

市長は、本市の施設で働く労働者の実態をどう認識しているか。ワーキングプアの解消はもとより、 最低賃金以下で雇用している実態は労働基準法 違反であり、直ちに解消すべきだが、どう対処する か。

②早期に公契約条例を制定すべきだ。どのような「見通し」をもっているか。

市長 昨今の厳しい経済情勢の中で、価格競争の激化等により、業務委託受託者の経営状況あるいは雇用環境は、ほんとうに厳しいものがある。

市発注の清掃・警備業務や指定管理者について行った賃金調査の結果からも、全般的に労働環境は大変厳しい状況と認識している。

なお、契約等において、関係法令違反の事実が 確認された場合には、厳正に対処していく。

市長 「見通し」ということだが、現在、関係業界との協議において、条例について幅広く意見交換を行っている。共通認識を深め、条例施行に伴う不安あるいは懸念の解消を図る努力をしている。

こうした議論の積み重ねを踏まえ、できるだけ早く 条例が制定できるように頑張っていく。

2013 年第 1 回定例会における公契約条例の代表質問の「やりとり」(2012.2.18)

質問者

村山秀哉議員(自民・西区)

●企業の財務状況が回復する前に、固定費負担の増を強いるのは、本末転倒と考える。政府の景気拡大策の成果を見きわめた後に条例を検討すべき。

入札改革の結果を検証した上でも条例案の検討は遅くない。

失格判断基準率引き上げは、条例を業界側に認めさせるための「取引材料「との意見が寄せられている。

②条例案は、義務と負担、罰則を含め、業界側に 一方的に強いている。一方的、高圧的な市の姿勢 があらわれている。

❸モデル事業の検証はしっかりとなされていない。

再質問

「業界の皆様方のご理解をいただくこと」「丁寧に話し合って下さい」と市長には何度も言ってきた。現状はそういう状況になっていない。継続審査になっているが、市長は、勇気ある決断し、本条例案を引き下げてはいかがか。

再々質問

企業の経営が安定してくれば、人件費はおのずと上がる。公契約条例は、業者にとっては命取りになる可能性がある。企業が倒産すれば、雇用もなくなる。悪循環になる。状況をしっかり頭に入れて、公契約条例を引き下げていくべきである。市長の認識を確認したい。

伊藤理智子議員(共産・白石区)2月19日

- ●公共サービスは安定した雇用が基本。官製ワーキングプワの解消には公契約条例の一日も早い制定が求められている。
- ②足立区では「考える会」に区議会全会派から 13 人が参加し、自民党の区議は「売り手よし、買い手よし、世間よしの経営理念が自治体の契約のなかでも必要」と述べている。各党が連携している。
- ❸公契約条例を全ての公共工事、業務委託に適用すべきではないか。
- ●作業報酬下限額は本市は、2省単価の100%実施で始める確固とした方針をもつべきでないか。
- ⑤作業報酬審議会のメンバー選定に、各分野の労働者代表や現場をよく知る学識者を加えるべきではないか。

市長(理事者)答弁

市長 条例は、公契約で働く人たちの適正な労働環境確保の前提として、適正価格の入札を促し、企業経営の安定化に寄与する。早期制定にご理解をいただきたい。

失格判断の基準を引き上げたのは、業界との意見交換を踏まえたもの。

公契約条例も入札改善もどちらも必要と考える。 「取引材料」のご指摘は心外である。

市長 関係業界の不安や懸念の解消に努めてきた。複数年契約も協議を積み重ね、確認を得ながら進めてきた。

市長 7 工事を対象に事務処理の検証を行っている。重層下請けの度合いや関係企業数の違いはあるが、諸課題や改善策はほぼ共通であり、一定の検証ができた。

市長 関係業界に丁寧にご質問いただき、入札条件など、できるところから努力をしてきた。公契約条例の趣旨と違わないから改革も前進させていただいている。

「勇気ある決断」ということだか、税金を有効に活用 し、企業を本当に発展させ、従業員の経済、賃金も 守り、経済循環につなげきたい。

市長 意見がいろいろあることは承知している。公契約条例が実体的にどう役割を果たすか、理解をいただける時間的な作業をしてきた。その成果をぜひ議会でお諮りさせていただきたい。

生島副市長 関係業界とは、共通認識を深め、さまざまな不安や懸念の解消に努めてきた。モデル事業についても一定の検証を行ってきた。

生島副市長 より多くの労働者を対象にすることは 理想。実効性の確保を図る観点から、大規模な契 約に限定している。対象拡大は、施行後の検証の なかで見直していく。

生島副市長 作業報酬下限額は、条例の趣旨を 踏まえて議論をお願いし、十分尊重して決定する。 生島副市長 それぞれの分野において見識の深い 方々にお願いする。

2013年第2回定例会における公契約条例の代表質問 (6月5日)

井上ひさ子議員(共産・手稲区/5期)

議会全体として公契約条例制定に声を上げていくべきだ。足立区議会では自民幹事長のくじらい議員が「労働条件整備に寄与するだけでなく、区内産業の育成、地域経済に必要」と制定を求めている。

●これまでの安易な業務委託、価格重視の指定管理者の選定、公共工事の低価格競争の放置など、中小業者の負担、労働者の賃金低下を招いてことに向き合う必要がある。

②モデル事業の評価、受け止めは何か。

❸関係業界の理解をえるため、今後どう対応するのか。

●地元企業育成、地域振興策にどう取り組むか。 体制強化をはかるべきである。

❺市有施設清掃員の労働実態をどう認識しているか。直ちに改善すべき。

⑥建設公共事業の単価の4月改定にともない、受注者に賃金に反映させるよう指導すべき。

⑦市民理解のために公契約条例の「愛称」を求めてはどうか。

秋元副市長 受注者の経営状況や雇用環境は厳しい状態が続いていると認識している。改善にむけて最低制限価格の見直しや複数年契約の導入にとりくんできた。

秋元副市長 道路、橋梁、建築の7種でモデル事業を行った。条例の運営に当たり実務上は大きな 支障はないと受け止めている。

秋元副市長 今後も必要な調査を行い、引き続き 理解が得られるよう協議していく。

秋元副市長 「札幌市産業振興ビジョン」や「札幌型ものづくり振興戦略」にもとづき着実にとりくんでいく。現行体制ですすめる。

秋元副市長 公契約条例が施行された場合、条例 運用により労働環境の改善を図ってまいりたい。

秋元副市長 受注企業に適切な賃金支払の通知 文を送付した。業界研修会などさまざまな機会に指 導する。

秋元副市長 一つのアイデアかと思うが、さまざまな機会に幅広く周知を図っていきたい。

(連絡先)

NPO 建設政策研究所北海道センター

〒064-0808 札幌市中央区南8条西16丁目2-20

Tel011-522-6350 fax011-398-7871